

第25回食料・農業・農村政策審議会企画部会議事録

日時：平成16年11月30日（火） 14：01～17：07

場所：農林水産省7階講堂

○生源寺部会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第25回企画部会を開催いたします。

なお、本日は八木会長、江頭委員、大庭委員、古賀委員、豊田委員、平野委員、森野委員及び坂本専門委員が所用によりご欠席でございます。

本企画部会は公開されており、一般公募によって98名の方から傍聴の申し込みがあり、本日お見えになっております。また、資料、議事録等につきましては、すべて公開することとしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は食料自給率、食の安全・安心の確保、食品産業と農業の連携の推進、それから担い手政策と地域振興政策の関係、これらのテーマについての議論を行います。

議論の進め方ですが、まず事務局から資料の説明をまとめてお願ひいたしたいと思います。また、毎回のことで恐縮でございますけれども、説明に当たりましてはなるべく端的にお願いいたします。その後、4時30分までを目途に委員の皆様による意見交換を行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、本日は杉本委員から「福井県池田町一寸紹介」という資料が、山田委員から「新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けたJAグループの要請具体策」という資料が提出されております。

また、お手元のテーブルにあるかと存じますが、新開委員からは関連する新聞記事の冊子、それから永石臨時委員から農業者が取り組む味噌等の加工の事例につい

ての資料が提出されておりますので、併せてご披露申し上げておきたいと思います。
それでは、最初に事務局から資料の説明をお願いいたします。

○山田総合食料局次長　　総合食料局の山田でございます。資料1をお願いいたします。

食料自給率の関係でございますけれども、9月16日の企画部会でご議論をいたしております。再度資料を準備いたしました。早速ですが、資料1の1ページ目からご説明をいたします。

1ページ目でございますが、現行の基本計画の全体像を再度整理いたしております。左側の方に「消費面」、「生産面」と書いてございますが、現行の基本計画では消費面として食料消費に関する課題、これを踏まえて望ましい食料消費の姿をお示ししております。望ましい食料消費の姿は品目ごとにトン数でお示しするというような形でございます。

なお、具体的な示し方は参考資料2の方の資料についておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、生産面でございますが、生産面については農業生産に関する課題、また生産面で特に品目ごとの課題を設定いたしまして、それとともに生産努力目標をお示ししております。生産努力目標は品目ごとのトン数、あるいはそれとの関係で10アール当たりの収量等をお示ししているところでございます。

こういった消費面、生産面での課題が解決された場合の達成可能な目標ということで矢印で下に書いてございますが、食料自給率目標を設定いたしております。食料自給率目標はそこに書いてございますように、品目別、あるいは総合食料自給率はカロリーベース、あるいは金額ベースを参考にするなど、各種のものをお示しております。右上の方に「施策」と書いてございますが、こういった消費面、生産面での課題、また食料自給率目標に対応した施策ということで、そこに書いてあります食料安定供給の確保ですか、農業の持続的な発展、農村の振興といった課題を整理しております。

それから、右下の方に書いてございますが、この基本計画と併せて提示をしてい

るものといたしまして、「農業経営の展望」、これは他産業並みの労働時間、生涯所得を確保できるような類型ということで 35 の類型をお示ししております。それから、「農業構造の展望」、将来の農業構造の姿を示しているのですが、それもお示しし、「研究・技術開発の展望」も併せてお示ししております。

2 ページ目でございますが、検討の進め方を整理いたしております。左側が現行基本計画、今お話しをしましたような構造になっているものでございます。右側の方に「新たな目標の設定」と書いてございます。真ん中に点々がございますが、施策につきましては現在企画部会の方でご議論いただいておりますさまざまな施策が点々より下に記載されています。この点々より上の方、自給率目標等に関連いたしましては、先ほど言いました 9 月 16 日の企画部会で、左から 2 番目ですけれども、「現行計画の検証」ということで、検証のデータをお示ししております。その下の方にちょっと書いてございますが、農林水産省の政策評価会、10 月 5 日に開催いたしましてご議論いただきまして、総合評価書を取りまとめました。これにつきましては 11 月 9 日にこの企画部会に提出させていただいております。

こういった検証の次に 3 番目ですけれども、「新たな課題の検討・設定」ということが必要になっておりまして、本日資料を提出しておりますけれども、食料消費に関する課題、農業生産に関する課題でございます。こういった課題を踏まえまして、新たな目標を設定していくということでございます。それに対応した施策の検討を進めていくというような形で進んでいくと考えております。

3 ページ目でございますが、今言いました食料消費に関する課題でございます。これは左から「現状」「課題」「対応方向」と書いてございますが、現状はご説明をいたしましたとおり、主食であります米が減少する一方で、畜産、油脂等が増加をしております。そういう問題のほかに栄養バランスの崩れ、あるいは生活習慣病の増加などの現状がございますので、真ん中の課題として、今後の課題として考えられますものを整理しております。1 つ目には適正な栄養バランスの実現、2 つ目に食品の廃棄や食べ残しの減少、3 つ目が国民一人一人がみずから食について考えていくことの重要性、4 つ目が食料供給者である食品産業の対応と、こういった消費面での課題があろうかと考えております。対応方向については、今ご議

論いただいているところでございますが、これまで議論されたものとしてそこに書いてあります。食育ですとか消費拡大のための運動の展開、あるいは情報の提供といったことが対応の方向かと考えております。

それから、4ページ目でございます。農業生産に関する課題でございますが、これも既に現状等ご説明をしておりますが、そこに書いてございますように、「生産コストの低減」ですとか「需要に即した国内生産の推進」といったことが現状から浮かび上がります。具体的には4つほど記載をしておりますが、担い手のための施策の推進・強化、あるいは優良農地の確保、耕作放棄地の発生防止・解消のための施策、3番目に新技術の開発・普及、4番目に食品産業と国内農業との連携強化というような課題があろうかと考えております。対応方向については、現在ご議論いただいているようなことをとりあえず整理をして書いてございます。

それから、5ページ目でございます。品目ごとの課題でございます。主な課題について整理をしておりますが、そこに書いてありますように、関係者が取り組むべき課題を明確化して、消費者、実需者ニーズに即した農業生産を推進していくことが大事だということでございます。ここに記載をしました品目、あるいはそれ以外の品目につきましても、参考資料の方で詳しくお示しをいたしておりますが、とりあえずはここでは要約したものを記載しております。例えば、米につきましては3つほど〇で書いてありますが、新たな需要の拡大を図っていく必要性、それから担い手への農地利用の集積、生産の組織化・法人化の推進といった課題、また各種のニーズに機動的に対応できる生産・流通体制の確立といった課題がございます。麦類について2番目に書いてございますが、これも的確な実需者ニーズの生産者への伝達、あるいは新品種への転換といった問題、それから生産コストの低減といった課題がございます。大豆については、単収、あるいは品質の向上、コストの低減の推進といった課題がございます。

6ページ目、続きでございますが、野菜等につきましては、弱体化している産地も見られますので、担い手を中心とした産地の体质強化やコストの低減、さらには加工業務用需要に対応できる産地といったことが必要になっているということでございます。果実につきましては、生産規模の拡大やコストの低減のほかに、高品

質品種の栽培面積の増加といったことをさらに推進する必要があるということですございます。畜産物につきましては、一般的な体质強化のほかに、2つ目に書いてありますが、コントラクター等の外部支援組織の利用の拡大、さらには3番目、生乳については液状乳製品等の需要拡大に対応した生産体制等の構築、食肉については業務用・加工用需要に対応した生産・供給体制の構築、また自給飼料の生産拡大等の課題があると考えております。

それから、7ページでございます。これは参考までにお示しをしておりますが、全体として財政負担等がかなり多いという品目もございます。この表では右側の方に財政負担の金額、価格・経営安定対策ということでございますが、それを表示しております。真ん中のパーセントは粗収益に対する財政負担等の割合ということでございまして、特に畑作物関係のものが財政負担が多いというような状況になっております。

資料の説明は以上でございます。

○高橋消費・安全局審議官 それでは、資料2にまいります。

「食の安全・安心の確保に関する追加説明資料」ということあります。

食の安全・安心につきましては、10月8日の本部会におきまして一回ご議論いただいておりますが、本日はちょっと個々のいろいろな農産物、あるいは畜産物、そういう領域の捉え方ではなくて、全体の流れ、それから全体の鳥瞰図についてもう一回ちょっとおさらい申し上げたいと思います。

まず、1ページでございますが、現在の食品の安全・安心の確保に関する施策の全体の3つのプレイヤーの役割、それから相互の関係というものを示しております。図の方では下の方をご覧いただきたいんですが、右側に行政、それから左側に生産者、事業者、それから消費者と書いてございますが、昨年成立いたしました食品安全基本法の中で明示されておりますけれども、行政の役割というのはリスク分析手法に基づいた安全行政ということで、これはまずリスクの評価、それから評価に基づいたリスクの管理、そしてそれについての意見交換、リスクコミュニケーション、そういうことをやっていくということでございます。

生産者・事業者の方は当然ルールの遵守、最低基準の遵守ということはあるわけでございますけれども、それプラス自主的な取り組みとして生産流通技術、これはこの説明では安全面ということでございますけれども、生産流通技術の安全面での改善ということでHACCP、あるいはGAPの導入ということは今後そういった自主的な取り組みが期待されているということでございます。それから、商品情報の提供と。消費者の方はこれはもちろん買い手になるわけでございますけれども、こういった適正な情報に基づいた商品の選択とリスクマネジメントへの参画と、これはリスクコミュニケーションに参加して消費者として意見を述べていくということでありますけれども、こういった三者の関係があるということでございます。

それで、前段安全面、今まで最低基準ということはずっと戦後の食品の衛生基準の流れであるわけですが、今ご説明しました生産者・事業者の役割の中でHACCP、あるいはGAPの導入ということを言っております。

この2枚目にまいりますけれども、2枚目、3枚目でGAPとHACCPについて述べておりますが、これはちょっと広い言い方をすれば全体にHACCP的な、その説明はこの前やっておりますけれども、ハザード、これは危害と言われていますけれども、危害の分析と生産流通工程における、フードチェーンの流れの中における主要点、重要なポイントにおいて衛生的な管理をきちんとやっていくと、それが直接食品をつくっている通常の生産者のみならず、一番最初の農業の最初の段階、畠、あるいは採取、そういった場面から安全面にも気をつけていこうということでございまして、この農業生産、あるいは調製、貯蔵過程、こういったプロセスごとのリスク管理の手法であるGAP (Good Agricultural Practice) でございます。それから、狭い意味での食品産業、製造業、加工業、といったところでやられているのが、これは狭い意味でのということでございますが、HACCPということになるわけでございます。GAPの方は四角の冊子に書いてございますが、フードチェーン全体におけるリスク管理が重要だということで、農業生産の場面においても安全性の高い農作物を生産することが重要である、こういったGAPを導入するということになります。流れはその左側に書いてあるように、今申し上げましたように、農業生産、あるいは選果、調製、貯蔵過程においてGAPを導入していくと。

こういうGAPにどういうことを考えていくんだろうかと、これはGAPは私どもとしては一応国が何か規制のような格好で入れるということではなくて、最終的には生産の実態に即してのGAPということになりますので、考えるべきポイントというのは右側のピンク色の四角の中に書いてございますが、病原微生物対策とか、あるいは化学的危険要因対策、異物混入、その他のポイントについて十分気をつけていただくということになるんですけども、これはその矢印の下に書いてございますけれども、生産の実態に応じて産地ごとにGAPを考えていただくと、これはそうしますと最後は個々の農業者みずからが策定、実践と、こういうことになるのであろうというふうに考えております。そういう意味で、なかなか規制にはちょっとなじまないんですけども、それぞれの重要なポイント、ポイントで、場面、場面で安全面に十分留意をしていただくと、それを自分でどういった点を考慮すべきか、そういうチェックリストをつくってご自分で実践をしていただくと、それが最終的には安全面につながると、こういった流れで考えております。

それから、3ページにまいりますが、HACCPにつきましては、今度は工業的な産業の方でございますけれども、食品産業の工程の中で、今までの食品安全面、食品衛生面の考え方というのは、最終製品が衛生面でいろいろな条件で合格していれば、いろいろな基準に合格していればいいと、これはファイナルチェック方式と言うんだそうでございますけれども、このファイナルチェック方式に対しまして、最終製品が合格していればいいという考え方ではなくて、生産工程の途中から安全面にいろいろ留意して製造していただくというのがこのHACCP、英語の細かいやつは下に書いてありますが、“Hazard Analysis and Critical Control Point”と言っていますけれども、そういうところで十分留意していただくということでございます。

現在、このHACCPにつきまして、国としてどういう取り組みをやっているかといいますと、右側に書いてありますように、まず食品衛生法では6つの対象の食品を決めております。そういったところではHACCP手法がとられている。このHACCPの手法をとっているという承認を受けた場合には、そこから生産されたものについては、食品の規格を満たしているというふうな扱いになります。国とし

ては、そういったHACCP手法の導入のために税制、あるいは融資などの支援をしているということでございます。これはHACCP手法支援法の平成10年だったと思いますが、そのときに制定をいたしております。

それから、最後に水際の措置の話が前回出ていますが、4ページにちょっと水際の措置のまとめをいたしております。これは下の方の図で申し上げますと、輸入食品の検疫ということになりますが、輸入食品が入ってきますと検疫所で審査を受けまして、モニタリング検査をやって、これはランダムにサンプルを抜き取って検査をやるわけでございますけれども、特に問題のある、違反の可能性の高いものについては全数調査の命令などがあるということでございます。体制につきましては、その数字が書いてありますように、現在は食品衛生監視員、国の方の水際の監視に当たっているのは295人ということで聞いております。その他個別の前回出したいろいろなお尋ねにつきましては、5ページ以下の参考にそれぞれ資料を出しておられますので、ご覧をいただければ幸いでございます。

以上でございます。

○田中総合食料局審議官 続きまして、資料3で食品産業と農業の連携の推進についてご説明いたします。

同じく10月8日に食品産業全体についてご説明を申し上げておりますが、そのうちの連携について改めてご説明を申し上げます。1ページをお開きください。

1ページは同様の図を前回にも示しましたが、生産から消費に至るフードシステムにおいて、食品産業が大きな比重を占めていること、国内農産物の仕向先として消費者に生鮮食品として供給されるものの比重はなお65%と過半を占めてはおりますが、食品産業向けの比重も大きいことなどを示しております。特に今回右端に示しましたように、国民の消費生活における加工品や外食の比重が高まっていることから、国内農業の発展にとって食品産業と連携し、食品産業を通じて消費者ニーズに応えていくことがますます重要になっていると認識しております。

2ページに食品産業と国内産業の連携推進の方向を整理いたしました。前回、価格や加工のための人工費の観点から、加工食品製造業や外食産業で輸入品への依存

が高まっていることを述べましたが、一方で国産品を積極的に活用する契機も存在することも紹介いたしました。つまり安全・安心志向や鮮度志向など、消費者の厳しい商品選択に応え、また同業他社との厳しい競争に打ち勝つためにブランド化など、商品差別化戦略を模索することが必要になっていることがあります。そのために、国内生産者との契約取引、産直などの流通チャネルの多様化、農業部門への参入など、さまざまなやり方で国内農業との連携を進める動きが始まっています。ご紹介申し上げました。食品産業と国内農業との連携推進はこうした動きを加速する環境条件を整備し、側面からこれを支援していくことが基本であると考えます。その方向として、右の緑の部分にコーディネーターの育成、相互理解の推進、品種開発・技術移転、ブランド開発の4つを掲げました。3ページ以降にこうした連携の具体例を示しました。

3ページでは、食品製造業の取り組みとして、わさびの例を掲げています。この例では、わさび供給が安定するように、左下に書きましたように、食品産業が品種開発や技術移転に乗り出しています。

4ページは、流通業者である卸売市場の仲卸売業者が産地とコンビニの間のコーディネーターとなり、全国の生産者との契約取引を組織化した例です。おでんを通年販売するコンビニが国産の大根を安定的に調達することが必要であったために取り組まれました。

5ページは小売業者である食品スーパーが、右の欄にありますように、ハケ岳高原朝どり野菜など、独自のブランド化を行った例で、そのために鮮度保持施設への投資も行っております。

6ページは仲卸事業者がコーディネーターとなり、外食事業者とキャベツ産地が連携している例です。この例に見るように、大手の事業者が国産生鮮品の安定的な調達を実現するためには、リスク分散の観点から調達を全国化していくことが必要になり、全国の産地事情に通じたコーディネーターが必要になっています。

このように、フードシステムの川下側から消費者ニーズに応えるために、その調達チャネルの選択、整備、さらには商品開発を行うという形で生産者側に働きかける例が見られるようになっています。これらの連携に当たって、政府は政策金融な

どによる支援を行っていますが、前回にも述べましたように、产学連携の食品産業クラスターや技術開発、地域ブランドの開発などの面においてもこうした連携を支援していくことが必要であると考えております。

最後の7ページは前回もお示しした図でありまして、食品産業の課題を農政改革全体の中に位置づけたものです。ただいまはこのうちいかに国内農業と食品産業の連携を強化していくかという点からご説明いたしました。

以上でございます。

○宮坂経営局審議官 経営局審議官の宮坂でございます。よろしくお願ひいたします。

資料4で担い手政策と地域振興政策の関係についてご説明申し上げます。

開けていただきまして、前回、11月17日でございますが、本企画部会で担い手政策と農村振興政策がそもそも同一の方向を向いているのかと、両者の関係は一体どういうふうになっているんだということのご議論がありました。その宿題に対しますお答えといたしまして、農村振興局と共同で資料をつくっております。

1ページ目でございますが、まず本年の8月10日、本企画部会におきます中間論点整理では一体どういうふうに整理をされているかということでございます。上の四角でアンダーラインを引いてございますが、農政におきましては、「農業を産業として振興する産業政策と農村地域を維持・振興する地域振興政策について、これまでその関係が十分に整理されないまま実施されてきた面があり、両者を明確に区分して施策を体系化する必要がある」ということが中間論点整理でうたわれております。

また、その第2で下の方にございますが、「農政改革の方向」で「担い手政策の在り方」、その「基本的な考え方」という中では、「対象者を明確にして講じられる産業政策であり、一定の地域を対象として講じられる地域振興政策とは明確に区分されるものである」ということで、両者明確に区分するべきであるというのが8月10日に既に中間論点整理がされております。

次のページでございます。

では、具体的にどういう施策が担い手に集中化・重点化され、またどういうものが担い手以外も対象にされるのかというのが2ページ目でございます。

3つの箱がございますが、農業経営の改善に向けた各種施策につきましては、これは対象を担い手に明確に絞った上で集中的・重点的に実施すべきであると。具体的には上の四角にございますが、農業経営の改善のための規模拡大とか機械・施設の導入への支援、それから担い手経営安定対策、こういったものは対象を担い手に明確化をいたしまして集中化・重点化をしていくと。

次の四角でございますが、担い手及びそれ以外の農家が対象となり得る施策ということでございますが、これが先ほどの中間論点整理でも「地域」という言葉が出てまいりましたが、一定の地域を対象に実施をする農地とか水利施設とか共同利用施設等の整備、これは担い手の受益割合というのが一定の採択要件になるものの、担い手のみならずその対象地域のそれ以外の農家の方々にもメリットが発現をすると。

さらに下にまいりますと、地域が一体となって行う取り組み、具体的には例えば中山間地域等直接支払といったようなものにつきましては、これは担い手とか担い手以外とかということなく、地域全体に対する施策として講じられているというものであります。

3ページでございますが、農政改革の全体の方向から考えた場合、どのように考えるべきかということでございます。

切り口は3つございまして、1つはまず「食料」でございます。左上にございますが、食料につきましては、一定の規模の国内生産をいかに維持していくかと、どういうふうにやっていくかということが課題でございます。右にいきまして「農業」でございますが、その一定規模の国内生産を国内で生産をしていただくための担い手をいかに育成をしていくかというのが農業の面での課題でございます。左下でございますが、「農村」でございますが、この担い手が現在現実にそこに住み、その生産にいそしむと、また一方で農村というのがそこにございますが、多面的機能を持っているわけでございまして、それをいかに十全に発揮させるかというのが農村面から見た課題でございます。

4ページでございます。ここからが地域振興政策と担い手政策ということで、まず担い手政策からの考え方についての方からご説明申し上げたいと思いますが、これは4ページ目は何回かご紹介をいたしている紙でございますが、品目横断的政策への移行のイメージでございます。

これはまず現在、左側でございますが、水田作、畑作につきまして、水田作でいけば米につきましては稻得なり担い手経営安定対策、麦につきましては麦作経営安定資金、大豆につきましては大豆交付金と、それぞれ、例えば麦につきましてはそういう資金が出て、米については稻得とか担い手経営安定対策ということで、いわゆるならしというか価格の変動を緩和する措置がとられているわけでございますが、ポイントになりますのは、これはすべての農業者を対象にするという施策でございます。

一方、右でございますが、どういうふうに考えているかということは、まさに中間論点整理がされましたように、担い手を明確化いたしまして、その担い手の方々に品目別に講じられております施策を面積に応じて、また生産量とか品質に応じて横断的に支払いをする、品目横断的に支援を申し上げると。また、経営全体を捉えまして、経営全体の収入が変動する場合、それを緩和する措置としての変動緩和措置というものをとるという考え方でございます。

この場合、次のページでございますが、どういう人を担い手としてまず考えていくのかということでございますが、これは所得とか労働力から見たのがこの5ページでございます。一番左が販売農家でございまして、全国216万戸ございます。ざっくり申し上げますと、農業所得が111万円と、全体の所得が772万円ですから12～13%を農業に依存していると。

これを子細に見ますと、主業農家、準主業農家、副業的農家と分かれておりますが、主業農家というのは65歳未満で年間60日以上農作業に従事をなさる方々で、農業所得が過半を占めるという方々でございます。この方が43万とございます。準主業というのは、労働力はあるんですけれども、65歳未満で60日以上働くという方はおられるんですが、農業所得が農外所得を下回ると。副業的農家というのはそれ以外の方々で、圧倒的に農外の所得に依存をなさっておられる方、また労

働力も65歳未満60日以上という方々はおられないという状況でございます。

こういう絵を見たときに、どういう方々というのを農業で今後も生計を立てていかれる、持続的に農業を営まれるという方かというふうに考えますと、やはり農業にその所得を多く依存しております主業農家というような方々がまずは対象として考えるべきではないかということでございます。

次のページであります、そうした場合に全体販売農家が二百数十万戸あって、そのうち例えば主業的農家を単純に40万戸ぐらい程度でいいたら、残りはどうなるんだというご指摘が方々からございますが、これは小規模農家と書いてございますが、現実には主業農家以外、農村社会にはそのままでは担い手として認められたい農家が存在することも事実でございます。これらの方々についてどのように考へているかということでございますが、小規模農家と書いてございますが、4種類の分類で考えております。まず1つは「リタイヤ希望高齢農家」、それからもう一つは「安定兼業農家」、これは農業の所得というのはあまり期待をしないで、他の副業というもので実際に家計が成り立っているという方々、こういう方々につきましては、担い手の方々に対して農地を出していくと、農地の出し手として機能分担をしていただけないかと。

次に、「不安定兼業農家」、これは家計費の一部を農業所得で賄っておられる方々、こういう方々につきましては、特定農業団体なり農業生産法人ということで、集落営農でございますが、そういう形態にご参加をいただくという道があるのではないか。また、有機農業等、高付加価値農業ということで、非常に小規模でも大きな収入を上げ得る経営というものに取り組んでいただいてはどうかと。

一番右の「ホビー的農業等志向」というのは、これは趣味的園芸とか市民農園とかという形で機能を分担はできないかということでございます。

次に、7ページであります。そうしたときにどうなるんだというのが7ページでございます。

まず、申し上げましたように、農地を担い手に貸し付けるというパターンというのをお示しを申し上げました。そういう方々は一体どういうような所得体系になるのかということでございます。これらの方は当然農地をお貸しになりますので、地

代の収入が入ります。それから、例えばこれは米をイメージいたしておりますが、米をつくらないということで、米をつくった場合には必要であろう、例えば稲得の拠出金とか共済掛金、これは自動的に不要になります。そうすると、それと土地改良の償還金につきましては、これは払わなければいけませんから、差し引きいたしますと大体 10 アール当たり 2 万 4,000 円ぐらいの所得が上げられるのではないかと。

一方、下で見ますと、これは稻作所得でございますが、作付け規模が小規模な方々の稻作所得は一体どうなっているかというと、極めて小規模な場合は 10 アール当たり 1.6 万円、それからまた 0.5~1.0 だと 2.4 万円という状況になっております。

それから、「担い手」たる集落営農に参加をする方々は一体どうなるのかと、これは規模がどういうふうになるかということがありますので、あえて数字は入れておりませんが、当然集落営農に参加をいたしますので、集落営農の果実を配当として収入をするという部分と出役賃金ということで、いろいろな作業に従事をなさつた場合、1 時間当たりいくらと、1 日当たりいくらというような形での賃金というのが所得されますし、それから参加しております集落営農自体が経営安定対策の対象になるというような形になると。

一番右にありますのが高付加価値型農業、小規模でも極めて高技術なり特殊な栽培等々を行うことによりまして、これは現実にあるわけでございますが、有機米の価格、これは新潟県でマガモという鴨を使って無農薬で栽培をしている農家がインターネットに載せておりますその価格でございますが、60 キログラム当たりで約 6 万円と、通常の自主流通米価格であれば 60 キロが 1 万 6,000 円でございます。相当高い価格で米をそういう特殊な栽培方法をアピールをして商売をなさつておられるというような場合もあるということでございます。

そのようにした場合に 8 ページでございますが、左右に書いてございます。今、集落全員がそれぞれ営農していると、それぞれの方々がそれぞれ自分の耕作地をお持ちになって、それぞれ耕作をしていると。共同作業ということで、例えば水管理をしたり泥上げをしたり草管理と。それから、共同の取り組みといたしまして、生産調整をするなり、品種を統一することによるブランド化等々を行っているわけで

す。

一方、担い手に集積をすると、真ん中に農家の方があつて、後ろの方にサラリーマンの方が勤務風景になっておりますが、こういうふうになりますと、従来行ってきました左側にあります共同作業なり共同の取り組みは一体どこに行くんだというのが前回の議論の眼目ではないかというふうに思いますが、それにつきましては9ページ以降いくつかの事例を掲げてございます。

いくつかの事例が続きますが、まず一番最初の9ページは秋田県の大館市の農事組合法人でございます。これは都市近郊地域でございまして、担い手が不足している地域でございます。これは集落ぐるみで特定農業法人を設立いたしまして、左側の下の役割分担というところを見ていただきますと、管理作業、例えば畦とか水管理というのをこれは全員の方々でおやりになっておられます。

10ページでございますが、これも事例でございますが、富山県大山町というところでございます。場所的には中山間地域に属する地域でございます。もともとは共同作業組織だったようでございます。それが特定農業団体へ発展をしておるということでございますが、この左側の下の役割分担を見ていただきますと、ここも管理作業は畦とか水管理等、これも全員でおやりをいただいております。

11ページでございますが、これは同じ富山県でありますが、南砺市の農事組合法人サカタニ農産というところでございます。これは前の2つに比べますと、まず非常に規模が大きい状況になっております。農地の貸付農家でございますが、出し手の農家が約200戸でございます。全体で約120ヘクタールの農地をこれらの方々から借り受けております。それから、農作業も受託をなさっておられます。実際に水稻とか麦とか大豆とか、それから一部加工に参加をされまして、のし餅とか味噌をつくっておられるわけでございます。

この右側の方で見ていただきますと、農地の貸付農家のところを赤く書いてございます。畦畔の除草作業はサカタニ農産からこの農地の貸付農家に対しまして委託をなさっておられます。

また、一番下の四角を見ていただきますと、約20ヘクタール分の水管理を近隣の兼業農家の方々に委託をしているわけでございます。別にサカタニ農産がすべて

をやるということではなくて、農地の貸し手の方々なり近隣の兼業農家の方々にそれはそこところはプロでございますから、そういう水管理とか、そういうものにつきまして管理をお願いをするということで、そういう形での機能分担をなさっておられる例でございます。

事例の最後でございますが、これは山形県Ｋ町〇氏とございますが、これはまさに個人でございます。これは地区の農地面積の約半分、30 ヘクタールを利用集積をなさっておられる個人の経営でございますが、ここも出し手農家のところに赤でくくってございますが、大豆 11 ヘクタール分の畦畔の草取りのみ出し手農家に委託をいたしておられます。要は作業の中で、当然畦畔の草取りというのも重要な作業なわけでございますが、その一部につきまして、出し手農家の方に逆に委託をして作業をお願いをしておるという形での機能分担ということをやっておられるわけでございます。もちろんこれらのものはいくつかの事例に過ぎないわけでございますが、一方でこのような取り組みというのが全国各地で行われつつあるというふうに認識しております。

それで、13 ページでございますが、こうした動きをさらに加速させるべく、我々といたしまして考えておりますのは、現在関係権利者の 3 分の 2 以上が参加をいたしまして、その地区の農地を誰にどういうふうに集積をしていくか、どういうふうに利用していくかということで、農用地利用規程という制度がございます。見にくくて恐縮なんですが、農用地利用規程の策定の下に農用地の利用に関する基本的方針というのは、これは黄色で書いてございます。これは現在ある制度でございます。ピンクになっている部分というのがこれから制度を改正をいたしまして、こういう集落営農とか、そういうものを加速するために制度改正をしようと思っているものでございますが、具体的には利用権の設定等を受けるべき担い手の明確化、それから担い手以外の関係者の役割分担、今まで申し上げてきましたような水管理とか草刈りというのを誰にどういうふうにやってもらうかと、集落全体でその集落をマネジメントしていくかというような動きを加速させていただければというふうに思っております。

また、右の方でございますが、これはもっと法人化を意図したものでございまし

て、特定農業法人とか特定農業団体、この頃各地で設立が加速をされておりますが、今黄色になっておりますのは、特定農業法人とか特定農業団体の名称とか住所とか農地の集積目標というのが特定農用地利用規程の中に書き込まれるようになっておりますが、新たにピンクで特定農業法人自体の設立とか、増資計画というようなものも農用地利用規程の中に入れて目標を立てていただいて積極的に取り組んでいただくというようなことがやりやすいような制度改正を考えておるというような状況でございます。

私の方からは以上です。

○川村農村振興局長 それでは、14 ページ以降、農村振興局の方から地域振興政策の考え方ということで整理をしましたので、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、14 ページでございますが、タイトルの下に四角で〇が 2 つ並んでございます。基本的な考え方として、「国民が求める食料の安定供給、多面的機能の発揮の基盤となる農村を国民の共有財産として振興」していくという基本的な視点がございます。この場合、前回説明したように、地域の個性なり多様性を重視する、また地域資源と人材をキーワードにしていくということは、前回述べたとおりでございます。

次の〇でございますが、「生産構造・農村構造の変化に即して、非農家を含めた地域全体が主体となり、都市住民・NPO 等と連携・協働する活動を促進」ということで、まさに最初の生産構造、これは今経営局の方から説明がございましたような担い手への集中とか、いろいろな階層分化があるわけでございますが、そういうものを今後当然これは地域によって程度の差があるわけですが、それを前提にするということでございますし、農村構造、これも前回説明したように、混住化等が起こるわけでございますが、そういうものを踏まえて、その基盤となる農村をどう振興し、維持していくかというところを視点としているわけでございます。

その下に、これはちょっとおさらい的になりますが、前回説明した真ん中に 7 つの柱がございます。この根底にありますのは、農村といえども人がいないといけな

いということで、「就業機会の確保」、生活する場としてのそういう収入の道というものをつくらなくちゃいけないというのが一つありますし、また真ん中にもございますように、これは「農村に居住」と居住としか書いてございませんが、訪れる人、一時滞在、それから半定住も含めてですけれども、魅力あるものにしていくということで、農村自体の魅力を向上していくということも必要です。

それから、またその基盤となっている農地・農業用水、ここがまさに基盤となつて農村の振興を図られるわけですので、そこをいかに守っていくかというものの中で、今申し上げました7つの柱というものを組み立てたところでございます。

15ページをお開きいただきたいと思います。これはちょっとわかりづらい図で申し訳ありませんが、上方に農業との関わりで、そこに住む方々がどういう方々かというので分類をしております。左から「担い手農家」、「担い手以外の農家」、「土地持ち非農家」、「非農家・NPO」と書いてありますけれども、この「非農家」というのは農業の関わりで来てますから、これはまさに一般の住民の方々ということで、この部分がかなりウエートを持ってくると、それから単に農村の住民だけではなくて、「都市住民」というものも今後は大きな関わりを持ってくるだろうということで並べてございます。

その下に、さまざまな活動事例、活動ということが産業も含めてあるわけですが、今申し上げましたようなわば登場人物がそれぞれの役割分担ということで農村の振興を図っていくということだと思います。ただ、これは同じことについていろいろな局面があると思います。

例えば、この長い四角で交流産業というグリーンツーリズム関係を書いてございますけれども、これについてはまさに担い手農家とか担い手以外の農家、こういったところで農業生産活動の一環としてやる場合もありますし、また全く農業がかなり希薄なところで右側にいって関連産業というところで担う人もあるわけでございます。下の2つ目の農地・農業用水の保全管理にしても、農家自体がみずからの農業生産活動を通じた保全管理ということも当然これは引き続き必要でございますが、一方でそれだけではカバーし切れない部分が今出ているわけでございますので、それを地域住民やNPOが参加した地域共同活動として維持していかなくちゃ

いけないという、こういうこれはまさに複雑に多次元的に重なり合うものだと思いますけれども、これはちょっと模式的にイメージとして整理してございますことをご理解いただきたいと思います。

そして、16 ページにいかせていただきます。

16 ページで、前回の中でも農地・農業用水の資源の保全施策が必ずしも明らかでないということのご指摘がございました。これにつきましては、前半戦で本企画部会で大分ご議論いただいたて、一応の整理がなされておりまして、それを再度整理をしてございます。左側に「資源の特質」がございますが、先ほど言いましたように○の最初は食料生産と多面的機能の発揮の基盤となっているという意味での社会の共通資本という認識、それからこれまでに相当の整備が進展ということで、現在再建築しようとしますと 25 兆円かかるということで、そういう水利施設だけでもそれだけの膨大なストックがございます。延長にしますと 40 万キロということで、これがまさに日本列島の動脈、静脈として日本の国土を潤しているということで、健全な国土経営がなされているという面がございます。これも 3 つ目の○でございますとおり、一旦失われると非常に時間とロスがあるということでございます。

一方、右側に移りまして、現状と課題のところ、前回も申し上げましたように、過疎化・高齢化・混住化ということで集落機能が低下をしております。それから、いろいろな多面的機能を果たしておりますと、それは農家だけではなくて地域住民、広くは国民全体に及ぶ受益がございますけれども、その負担というのを今現在は主として農家によって担われているという、そういうアンバランスがございます。一方、多面的機能につきましても、自然環境、景観、こういうものに対して国民のニーズ、あるいは期待というのは高まっているんですけども、こういうものに応えにくくなっていると、今後が懸念される、こういう状況があるわけでございます。

そういう状況の中でどうするのかというのが 17 ページで、これまでに整理をしていただいたところでございますけれども、中間整理の考え方ですけれども、左側のこういった事態を踏まえて施策を再構築しなくちゃいけないわけですね。一番上にございますとおり、これまで膨大な施設をつくっておりますが、今後は新設というよりも更新とか保全管理に重点を置いてやっていくということで、更新や保全管

理にシフトした政策をまず取り組むというのが一つございます。

それから、こういう資源を守っていくという意味でもいろいろな手法があります。それはその下にございますとおり、農地制度、あるいは農振制度等、いろいろな制度がございます。そういうものを見直して強化していくというのが一つ、規制的な手法でございます。それからまた全国各地いろいろな先進的な事例が芽生えております。それをいかに全国的に発信をいたしまして、これを広めていくかということも一つの手法としてはあるかと思います。

それから、もう一つ3番目は「施設と体制の一体的整備」ということですが、基盤整備をするときに非常に土地の集積も広がりますし、いろいろな組織づくりというのも一挙に進むという可能性を秘めておりますので、そういうときにそれを機会と捉えて、地域住民も含めた、維持管理も含めた体制を一挙につくり上げていくということも非常に手法としては有意義かなと思っております。ただ、そういった手法をとりましても、これまでこういった農地とか農業用水というのは、過去の農家等の共同活動によってまとめられていた部分が非常に多いわけです。そういう共同活動が不可欠な部分というのが、資源の保全管理にはございます。

先ほど言いましたように、今度生産構造が変わってくる。先ほど生産構造の中で担い手が委託するとか、あるいは集落営農の中で取り組む部分もあるんですが、それではカバーし切れない部分というのは当然あるわけでして、そういったところをどう施策としてもカバーしていくのかということが我々の問題意識でございます。そこでこの部分について、担い手なり、あるいは集落営農でもカバーし切れない部分について何らかの支援をしていかないと、全体としての農地なり農業用水が守れないのではないかと、こういう問題意識でございまして、それをベースに右側でございますけれども、支援の手法として例を掲げてございます。

各地で今非常にいろいろな動きの芽生えがございます。本来の保全管理という意味でも、例えば混住化が進みますと、都市ごみが水路に入ったり、あるいは生活排水が入ったりします。そういうものをうまく管理する、あるいは地域の防災という意味で洪水の調節池とか防火用水、あるいは農業用水も生活用水も水辺空間といったような非常にそういう幅広い管理がなされておりますし、一方これと併せてさ

らにそれに上乗せしてといいますか、生態系の保全をするとか、あるいは景観の維持・形成をそれを契機に図っていく、あるいはもっと地下水の涵養とか、そういうものをやっていく、あるいは体験学習をその農地・農業用水を使ってやっていくという、こういったいろいろな取り組みがございます。それをどういうふうにまた行政的に支援していくのかということを考えますと、保全活動の中身をどういうものを対象にしたらしいのか、どういうミニマムスタンダードというのか、そういうものをつくるべきなのかとか、そういう観点で共同事業、この中身をよく精査しなくちゃいけないということで最初の〇がございます。

それから、もう一つの〇は、それを担う人が今まで農家とか地域の一部の方だったわけですけれども、今行われているのはグランドワークの動きとか、いろいろなNPOの方々も参加した動きがございますし、そういうものを考えますと、どういう実施主体が望ましいのか、これは地域の事情もいろいろあるでしょうが、そういう主体をどう考えるかというのも一つの視点としてございます。

それから、共同活動を安定して持続的に取り組むという意味では、その核となる協定が必要なのではないかという問題意識があって、例えば協定を結ぶとしたらどういった形がいいのかといったようなことも検討しなくちゃいけませんし、また本来生産活動でやるべき点もございますが、先ほど言いましたように生態系の保全とか農村環境を広く保全していこうという動きもございます。そういうより効果の高い保全活動、そういうものをいかに取り組んでもらうかと、そういうインセンティブをやるためにはどうしたらいいかといったようなことも考えなくちゃいけないということで、大きくこの4つの論点といいますか、今後調査とか分析をする上で必要な視点というものをここに入れてございます。

そして、平成17年度からこういった実態調査をするとか、具体的にシミュレーションをするとか、そういうことで18ページにございますが、二本立ての予算で要求をしていると、こういう現状でございます。これは担い手対策等と併せて実施をしていきたいということで検討しているということをご報告させていただきたいたいと思います。

以上でございます。

○生源寺部会長 どうもありがとうございました。

本日は食料自給率、食の安全・安心の確保、食品産業と農業の連携の推進、それから担い手政策と地域振興政策の関係、この4つの点につきまして資料に基づきましてご説明をいただいたわけでございます。特にテーマを分けることなくご議論いただければと思いますので、どなたからでもご質問、あるいはご意見があればお願ひいたします。

杉本委員、どうぞ。

○杉本臨時委員 何回も同じような意見を申し上げるということになるのかもしれません、お許しをいただきたいと思いますのと、冒頭、部会長からもありましたが、我が町のちょっとの紹介をさせていただいておりますので、お目通しをいただきて、ご指導いただければ幸いかと思っております。

それでは今ほどのご説明の中でもありましたように、これまで何回も議論をされてまいりましたが、要するに農業に対する産業政策と農村地域に対する地域振興とは明確に区別をして、それぞれに振興しなさいということありますけれども、私が感じておりますのは、明確に区分をして施策を打っていこうと思いますと、農村が安定している、農村が安定しているということは、私が言うと多少おかしいのかもしれません、中山間地域をはじめとした市町村がいかに安定しているかということにならないと、ここに記されていますような農業関係の政策も、あるいは農村振興の施策も打てないというのが現実でございます。ここに整理をされて農村のいろいろな資源や環境というものを守らなければいけない、あるいは農村地域の実情からは、用水などを守るために労働力、人間の数、いろいろなものが今危機的な状況にあるんだという報告がなされています。

私は、農村の農業関係の施設だけではなく、山もきちんと保全をしなければならないと。山も農も一体的に整備をするというか、村人達の連携でやらないと田畠にも水が行かないということになると思います。そして、これだけ農村地域は、国民にとっても、あるいは地球にとっても、いろいろなものが大切だという機運になつていながら、聞き流れてくる話題といいますと、農山村は無駄に金を使っているの

ではないかとか、あるいは交付税というものは甘やかしではないかなどです。それに、大変補助事業というのは我々にとりましては、使い方によりものすごい効果を発揮するものなのですが、そういうものを切り込んでいかれれば、前にも申し上げましたけれども、こんな計画をいくら組んでも農村地域が安定しない限り農家の皆さんも育成できないし、農村振興もできなくなります。

ここは農林水産省の皆さんには十分ご理解をいただいていると思いますけれども、国民の皆様方にもよくご理解をいただきたい、農村地域というか、農村振興は、危機的な状況にあるんだ。あるいは今日本の政策がこのまま進むことになりますと、かなりの町村というのが消滅してしまう危機さえあるのだと理解していただきたい。この計画は大変立派なものであり、私にも理解しやすい内容になっておりますけれども、このまま果たして現実にいくのかなということになると、大変心配する、憂慮すべきような状態なので、きれいごとばかりでもなかなかうまくいかないなという感想を申し上げて理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、自給率の問題、こここの資料にはあまり具体的になつていませんでしけれども、今、この審議会での検討の方向は、新たなステップアップをするという形で進められておりますけれども、ここまで構造的なもの、あるいは農村、農家の意識を転換させようということになると、自給率という一つの目標値というんでしょうか、そういうものは私としては明確に提示すべきと考えます。また、これは農林水産省だとか行政サイドが持つべき目標数値ではなくて、今回の中間論点整理でもありましたけれども、国民みんなの目標値なんだという意識づけをするように進めなければならないのではないかと思っております。自給率というのか、食料自給消費率というのか、国産国消の自給率というのか、そういう位置づけのものにして、そして農村あるいは農業がなくなって消えてしまったら大変だという認識を国民に知らしめていくならば、国民総合の目標値というような何がしかのものは提示をして、みんなで力を合わせてその数字をクリアしていくんだという取り組みをしない限り、いつまでたっても対立したような、あるいはそれ違うような農業・農村政策というのではいけないのではないかというふうに感想を持っていると

ということを申し上げたいと思います。

以上です。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

それでは、永石委員、どうぞ。

○永石臨時委員　　今、杉本委員から自給率の話がございましたけれども、私も自給率、国が例えばカロリーベースで45%、これは27年までに5年延ばしてやるという、これは漠としたイメージなんですよね、我々から見ても。これは確かに上げるから一生懸命やっているという姿は見える。

例えば、食生活指針をつくりましたよね。文部科学省もやる、農水省も一緒にやりますよと。これだってなかなか、これはアメリカも中国もつくっているということで日本もつくったということの経緯を聞いているんですけども、ただそれができたからどうだ、ぱっと変わったかというとなかなか変わらない。自給率も同じことだろうということを感じております。

したがって、今、杉本委員が国民全員がそれを持てば一番いいことなんですが、まずは基本は食料自給率を国全体と同時に県、あるいは市町村、地域、こういうふうに目標を見せて、我が町はどうだろう、我が地域はどうだろうという、そういう点検の仕方というか、生産サイドのそういう視点から見る必要があるのではないかなと感じています。そうすることによって、逆に言うとおれのところはいろいろつくれているけれども、まだこんなのは足りないよなとかが出てくる。そして、さらには私の資料も出ておりましたけれども、自分のところでつくる豆も例えばそういうものについても、単なる今の交付金とか豆経営安定対策を受けなくとも自分のところで付加価値をつけることによって何とかやっていける、こういう産業を育成していく。スローフードとかもいろいろ言っていますけれども、そういう形で地域全体が変わっていくことで日本型食生活指針に沿った好ましい食生活に変わっていく、こういうスタイルのつくり方というのは地域から考えていく必要があるんじゃないかなと感じています。

そのためには、特にＪＡの役割があるかなというふうに感じているんですよ。確

かに、今米の自由化の中で頑張っている農協もうちの県みたいに集荷率が悪くなっている県もありますけれども、JAもそういうところにもう少し視点を置いて、地域で頑張っている形の農家をどうJAとともにやっていく、JAは生産させた産地の物をちゃんと売るというだけじゃなくて、そういう面の関わり方というのを必要じゃないかというふうに感じています。とにかく自給率は国の役割だというだけでは絶対物事は進みませんので、自らの課題という形に理解していただいて進める必要があるんじゃないかなということで、今回そういうために現地の事例を出している、これは女性の方が多いんですけども、大豆を味噌にしたり、豆腐にしたり、あるいはそばを打って商売をすると、大体60キロは原料としてはこのくらいの価格だけれども、製品までいくとここまで上がるよという事例を出してあります。こういうことを地域で一つ一つ取り組むことも自給率と同時に食生活指針の改善になるんじゃないかなというふうに思っております。こういう例は全国にかなりあると思うんですよね。こういう視点が農村政策としても必要だと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

それでは、長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員　　食料自給率のお話が出ましたので、引き続き意見を述べさせていただきたいと思います。

方向性としては全く異議はございませんし、数値のところはちょっと置いておきまして、永石さんがおっしゃいましたように、地域の自給率を考えることも非常に重要だというふうに思っています。ただ、先日も地産地消の話を神奈川でやりましたときに、そんなことを言っても神奈川は3%じゃないと言われちゃいまして、確かにそうだなというふうに思いました。

そこで、前にも申し上げているんですけども、消費モデルをどういうふうにつくるのかというのが非常に大事だというふうに私は思っておりまして、自給率を高めていく中でこれからの中の世代がどういう消費モデルをつくっていくのかというこ

とをきちんとイメージして、それにどういう変化を与えていくのかということを考えていかないと、とても消費サイドでの自給率の問題は深まっていかないだろうというふうに思っています。

今のところで総論はオーケーなんですけれども各論は見えてこない。具体的に言うと、自給率をアップするためのサクセスストーリーが全然見えないんですね。そこで、例えば需要の動向、これから子育てをする若い人達がどんなものを欲していくのかとか、それから今後少子高齢化になると、当然のこと消費カロリーは減っていくのであろうとか、それから女性の社会進出が進んでいくわけですから、食の外部化、中食化というのをどういうふうに見ていくのかとか、そういったことも踏まえた消費モデルをつくって、具体的にそこにターゲットを絞って施策を打っていくということをしないと、消費サイドの変化は起こらないんだろうというふうに私は思っております。

それで、その中でできる限り具体的に数値化していくということをしないと、そしてそのことに対して評価をして、それをP D C Aで回していくというふうにしないと、どうしてもサクセスストーリーが見えないので、消費モデルをつくるということをぜひお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

そのほかにいかがでございましょうか。

それでは、大木委員、どうぞ。

○大木委員　　私も自給率の関係なんですけれども、国産のものを推進していくと、これは非常に大事なことだと思いますけれども、原産地の表示、これを見まして国産のものを買う努力というものを消費者はしている人が多いはずなんです。ですから、家庭内で消費するというものは、いくら心がけていても、やはりそれは限りがあるし、それから消費者が多く利用するのは、今は外食に向いていますので、ファミリーレストランなどを多く利用している人が多いわけですね。ですから、このところにもう少し焦点を当てるというか、消費者が多く利用するファミリーレ

ストラン、ここでも食材をできるだけ国産のものを使おうという努力、この努力をしてほしいと思っているんです。ですが、ここで努力をしてほしいと思っていますが、そのときに一定の例えは規模のレストランとかチェーンでしているレストラン、これには国産のものを使っていますよという表示、こういう義務をつけるということが難しいかもしれませんけれども、こういうことをすると消費者も、ここも国産を使っているんだな、こうなってきて、自給率の向上というものにつながってくると思います。難しいと思うことをやらなければ自給率の向上にはならないと思うんですね。もちろん生産者も安定的に供給するためには、それに応えるような、これも努力です。努力をしなければいけないと思いますが、さらに国は新技術、こういうものの開発をして、お互いが少しずつ歩み寄る、これが自給率をこれから高めていくものになるのではないかというふうに私は思っております。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

それでは、村田委員、横川委員までご発言いただきまして、そこで役所から少しお話をいただいて、その後何人かの方からご発言いただきます。

○村田専門委員　　食料自給率なんですけれども、数字のマジックというものに惑わされてはいけないと思うんですね。我々議論するときに、カロリーベースの 40% という自給率を念頭に置くわけなんですけれども、これは食料供給のカロリーが 1 人当たり 2,600kcal で、それに国産が 1,050kcal ですか、4割しかないという数字なんですね。これは以前に言ったと思うんですけども、今の生活、私達の飽食の食生活を前提とした飽食の自給率といわば言うべきものであって、この 40 という数字が高いの低いのということにとらわれてしまうと間違ってしまう可能性もあるんじゃないかなと思うんです。

それで、私が以前、金額ベースの自給率というのを併せて頭に入れておくべきだと言ったのはそういうつもりなんですね。金額ベースですと 70% という数字があるわけですね。日本農業の自給率、国産の供給力というのは、金額ベースの 70% にむしろ実力としては近いんだと思うんですね。前にも言いましたけれども、花だとか野菜だとか、これはいずれもカロリーがありませんから、つくったってこれはカロ

リーベースの自給率の向上にならない、でも野菜というのは、これは絶対必要な食料で、カロリーが上がらないなら野菜振興策は要らないかというと、そんなことは全くないわけなんですね。

それから、カロリーベースの自給率でも、この間どこかの新聞に載っていたんですすけれども、供給の2,600kcalのかなりの部分は捨てられているわけですね。700kcalから800kcalぐらい捨てられちゃっているんですね。実際に日本人が口に入れているのは1,900kcalぐらいなんですね。それに対して国産がどれだけ担っているかというとそれは1,050kcalですから、計算すると55~56%になります。これは供給と需要という違ったもので比べるので、必ずしも厳密には正しいと思わないんですけども、でも55%ぐらいというのはどうなんでしょう、台所感覚のカロリーベースとしてむしろ実感に近いのではないか。飽食の自給率の40%より実感に近いのかもしれないという感じがするんですね。事ほどさように、食料自給率というのは数字だけがあって、上げること自身は悪くないんですけども、その数字だけにとらわれると数字に振り回されてしまう危険があるんじゃないかなと思います。

先ほど杉本委員と永石委員が大変いいことを言って、私も同感です。食料の安定供給というのは国の防衛と同じように国の非常に重要な役割です。しかし自給率は結果として上げていかなきゃいけないわけなので、その自給率の向上はもちろん政府も一生懸命やらなくちゃいけないけれども、消費者である国民、食育というところで説明もありましたけれども、我々食べる人達も食料自給率の向上を考えなくちゃいけない。それから農協や生産者も食料自給率の向上に大きな役割を果たさなければいけないわけですね。僕は政府の責任を軽くするつもりは全くなく、政府の責任は大きいと思いますけれども、行政に責任を負わせておれ達は関係ないよということの数字ではないんだということを先ほど杉本さんも永石さんもおっしゃったと思うんですけども、そういう観点から食料自給率の向上を考えるべきじゃないかと思います。

それと、話は違うんですが、担い手政策と地域振興政策の関係について今日ご説明がありました。タイミングがちょっと遅かったかなという感じをしないでもないわけです。産業政策と地域政策をパッケージで示すというのは、当初からこの企画

部会で農水省から示されてはいたんですけども、具体的な説明がなかったが故に、担い手に支援策を集中するというときに、農協というか、山田さんのあたりから、何だ、ほとんどの農家は外すのかと、いわば疎外感を与えるような形になってしまった。いたずらな不安を引き出してはいけないので、この産業政策と地域政策は常にパッケージで示すという配慮が必要なのではないかと思います。今日のご説明を聞いて、産業政策としては絞るけれども、農村地域全体としてはまた別の政策できちんと手当てるんだということが示されたのではないかと思います。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

それでは、横川委員、どうぞ。

○横川専門委員　　大木委員からファミリーレストランの話が出た件につきましては、後で数字をお話しようと思います。

まず自給率の件ですが、私は現状を見ているとそうは上がらない、本当に45%まで上がるのだろうかという気がします。逆に、数値の下落をどう防ぐかという状況ではないのかと感じます。

その一つの状況が、この10年間の野菜の消費激減です。状況を見ますと、煮野菜を食べなくなってきた。特に根菜です。その背景として私が思いますのは、1つは外食が拡大したけれども、そのメニューの中にはないということです。また、主婦の外出時間の増加と料理時間の減少により、手のかかる料理をしなくなった。時間がない、気力がない、技術がないと、なくなったことばかりあってつくれなくなつた。これが実は野菜の消費量が落ち込んだ大きな原因だと思います。

昨今の日本では、食料の年間総支出額84兆円の中の32兆円が外食と惣菜の売り上げだと言われています。コンビニエンスストアとスーパー・マーケットの惣菜売り場の売り上げは別ですから、実際には、食料品の40%以上が素材販売ではない時代なのです。これから単身世帯とか老人世帯が増えて、ますます加工食品などを買って食べる機会が増えていく訳ですから、自給率がマーケットの変化にどう左右されるか、どうやってマーケットに対応するかということをもっと考えないといけないと思います。

別の観点では、補助金の使い方で自給率も変わると思います。今までの補助金の使い方の結果が40%ならば補助金の使い方を変えれば自給率も変わるのでないかと思うのです。乱暴ですがもっとわかりやすく言うと、過去の実績に対してお金を払うのではなくて、新しいマーケットの開拓や新商品の開発等、未来の道づくりのためにお金を出す、そうすると、自給率に影響を与えたのか、売れるものを開発できたのかという結果がはっきり出るのではないかと思うのです。

例えば、お米の消費量は落ちて、昔の半分になりました。この前も申し上げましたように、今の食事は、「ごはん・おかず・ごはん」ではなく「おかず・ごはん・おかず」とおかずの間にごはんを口直しに食べているような時代なんですね。そうすると、ごはんを売るのではなくて、加工したごはんを売るようにしていかないといけない。つまり、お米の売り方の変遷は、昔は玄米、それを精米するようになり、炊いてパックにして売って、今は味つけして売るようになってきたのですね。

白いごはんでは限界がありますが、加工したごはんはまだまだ消費が伸びています。私どものファミリーレストランでは、年間4,000トンぐらい加工、加工米飯商品が出ています。お米にすると2,000トンです。私がこの30年間ファミリーレストランをやってきて、一番伸びたのが実は味つけごはんなんです。そんな販売の実態をもう少し認識して、どの方向に進めていくのかについても取り組むことが必要ではないかと思います。

それから、食の安全の問題については、私は今日のプランは全体によい提案だと思いますが、是非、「基準の明確化」ということをつけ加えたい。例えば、ダイオキシンは「問題ない」と「危険だ」という説があります。以前、私が読んだ資料では、日本とドイツの基準は10倍違うというのがありましたが、1兆分の1グラム（ピコグラム）といった非常に小さい単位の話で、危険性の差がどの程度なのか、まるで見当がつきません。ある食品のダイオキシン量とその危険性についてはっきり情報として提示しないといけないんです。基準を明確にすること、平均数値ではなく個々の食品についての数値を明確にしていくことが大事です。国は正しい情報開示をどこまでするのかを明らかにすることが必要です。魚の地域ごとの汚染量についても情報をきちんと出し、消費者はそれを自分で判断して食べていくという時

代になるんだと思います。そういう意味で、食の安全問題では、数値を示して説明できないと、消費者がどんどん不安に陥るのです。

HACCPの件。30%程度が導入予定とのことです、残りの70%は導入予定がないとすればそのことが重要で、HACCPで問題が解決するとは言えないわけです。そうすると、HACCPを導入しない70%の部分について国はどうしていくのかが明記されていないのです。アメリカの例では、工場の中にFDAの係官がいて、添加物の使い方が規定に合っているかなど、工場の稼働状況を検査しているんです。ところが日本の場合はそういう仕組みではないので、どこまで安全性が確保できているのかが不明です。例えば、トレーサビリティというのは、皆が正しく記録するということを前提として初めて成り立つわけですが、その裏づけをきちんとやらないと本当の安全というものは確保できないし、消費者の食に対する信頼を得ることはできないのではないかと思います。

それから、食品産業と農業の件で、ファミリーレストランの数字を申し上げます。私どもの会社で調べましたら、食材の内訳は国内品が59%、輸入品が41%です。6対4で国内が6です。日本の自給率と逆の数字が今ファミリーレストランの実態です。これは1社ですから平均ではありませんが、ある牛丼屋の方も60%が国内調達のことでしたから一つの数字であると思います。輸入品はどこが使っているのか、私はメーカーの惣菜に多いと思います。また、加工食品の原料となり、その製品がスーパーの惣菜売り場やコンビニエンスストアや外食に納められていることもあるんです。ですから、どんな商品がどのくらい入ってきて、どこで加工して、どう流通しているかということまできちんと見ないといけません。単に、輸入品が多いとか、ファミリーレストランや外食が良い悪いと言うのではなく、もう少し正しく現場を見て、数字と共に情報を出すということを、社会全体で考えていかないと、言葉やイメージだけの情報がテレビで流れ新聞に出て、消費者は断片的な情報の中で右往左往するということになってしまうのではないかと思います。

そこで、もう一つ考えないといけないのは、食品の流通システムをどうしていくのかということです。そのことの方向をはっきりさせてから、トレーサビリティや情報システムを加えていくといった筋の通ったやり方を考えないと、いろいろ細か

なことテーマが出てくるのに、本当にこれで良くなるのかとかえって不信を招いてしまいます。もっと深く、根幹を追求して、物事を一つ一つ解決していくことが必要だと思います。

最後に、飼料等の抗生物質については、この前ご質問した 29 の抗生物質ですか、4つについては危険性があり使用中止になったということで非常に対応が早かつたと思います。ただ、年間使用の絶対量が 1,000 トンを超えており、人の医療に使う分の二倍はあるわけですから、この絶対量の規制も今後の国の指導が必要かと思います。一つ一つきちっとやっていくということが非常に大切です。

ちょっと長くなりました。すみません。以上です。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

それでは、このあたりで役所の方から何かご発言があればお願ひいたしたいと思います。

○山田総合食料局次長　　自給率に関係して相当ご意見がございましたので、お答えいたします。

杉本委員から、自給率目標を明確に示すべきだと、特に国民みんなの目標とするようにというお話がありましたし、あるいは永石委員からも県、市町村、あるいは地域まで自給率を目標としていくような活動が必要ではないかというお話がありました。まさに今の基本法の考え方もそうですし、今の自給率の示し方もそうなんですけれども、国、地方公共団体の責務も規定しておりますが、併せて食品関係の事業者、あるいは農業者、それから消費者の役割というようなことも含めて、国民全体で自給率を達成していこうという考え方がもちろん法律自体もそうなっています。そういう取り組みを進めていくように、新たな基本計画をつくった際にはもっと進めていく必要があると考えております。

特に永石委員からお話がありました県別なり市町村別の自給率なんですが、これについては既に県別については計算をして公表もしているところなんです。それから、市町村別には全部できてはいないんですが、市町村ごとにこういうデータを入れれば自分の市町村の自給率は計算できますよという方法をお示しして実

施できるようにはなっておりまます。新しい基本計画をつくった際に、そういったものをさらに地域までおろせるかどうかという話もあるんですけれども、そういったものをもっと活用していくなり、今申し上げましたように、国民全体の取り組みとして展開できるような手法もよくまた検討していく必要があるというふうに考えております。

それから、長谷川委員からの消費モデルをきっちりつくっていく、それから需給、需要の動向、あるいは少子高齢化といったようなことを踏まえて、どうやったらうまくいくのかというようなことを示していく必要があるのではないかというお話をございました。食生活指針をつくってそれを推進していくというようなこともやっておりますが、それは今のところ十分理解されないと、皆さんのご意見にもありました。今度フードガイドという形でもう少しわかりやすいものでお示しできなかることも検討しております。それから自給率目標では「望ましい消費の姿」というのを提示しますので、そのときに例えば今お話がありました少子高齢化も踏まえたような形でお示しをするようなことも考えていかなくちゃいけないと思います。長谷川委員がおっしゃったようなわかりやすい消費モデルというものがどういう形なのか、またいろいろお知恵もお借りしながら検討していきたいというふうに思っております。

それから、大木委員の方から、ファミリーレストランなどで国産の食材を使うような義務づけないしそういった運動なり、相当強力にやっていかないとなかなか進んでいかないんじゃないかというお話をございました。これも今フードガイドなどをお示しするということも考えております。なかなかその義務づけまでできるかどうかはあるんですけども、流通なり外食なりフードチェーンの中で国産農産物かどうか、あるいは「望ましい食生活」かどうかとかということをはっきりさせていく必要がありますあると思っております。これもまたいろいろお知恵をお借りしながら、実効性のあるものを考えてていきたいと考えております。

それから、村田委員から、カロリーベースの自給率にあまりこだわるのはどうか、金額ベースもあるし、摂取カロリーをベースに考えるなどいろいろな考え方があるというお話をございました。

カロリーベースの自給率が非常に注目されて、よく議論されているんですけども、自給率の示し方はそれぞれ長所と難点があるものでして、一つの自給率の示し方がすべての面ですぐれているというものでは必ずしもないんじゃないかと思っております。ご指摘がありましたように、カロリーベースの自給率ですとカロリーの低い野菜等が適正に評価されないですとか、あるいは輸入飼料に頼っている畜産物がどうも実感と合わないような数字になるということもあります。

一方、金額ベースも参考でお示しておりますけれども、これについても為替レートの問題ですとか、あるいはコスト、価格に非常に影響されるということで、これも必ずしもこれだけがいいというわけではありませんが、生産者サイドから見ると一つの指標として考えられるものであるということでおっしゃるお話もよくわかれます。

また、正確ではないかもしれないけれども、摂取カロリーベースという考え方もあるというお話もありましたが、それも廃棄なり食べ残しをなくしていくということを政策目標なり方向として考えておりますので、そういったことも一つの考え方としてはあるのではないかと考えております。

数字を上げることがすべてではないということなんですが、自給率目標の数字は法律にも定める旨書いてありますし、基本計画の基本的考え方にも書いてありますけれども、一つの指標と考えておりまして、消費面、生産面の課題が解決された場合、達成可能なものということでございます。横川さんから45%本当にできるのかとか、維持するのがせいぜいじゃないかというお話がありましたが、今申し上げましたように、自給率の目標は先ほどご説明をしましたけれども、消費面、生産面での課題が解決されたとしたら実現可能なものということで、政府、あるいは消費者、生産者、流通の関係の方々、外食の関係の方々、いろいろな方々が解決すべき課題を解決していくときの姿としてこういうものが考えられますよということです。そういう意味で今のパーセントがあるというふうにご理解をいただいたらいいと思うので、そういう意味で最初の話につながりますけれども、国民全体の運動として対応していく必要があるというのがまさにおっしゃったとおりではないかということをございます。

それから、横川委員からマーケットへの対応が大事だというお話がありました。まさに消費者のみならず、加工、外食、実需者への対応というのは非常に重要であるというふうに思っております。先ほど長谷川委員からもお話がありましたけれども、外部化が進んでいきますと直接消費者のみならず、加工、流通、外食といったところへの対応が必要になりますし、そういったことが対応できるようなまた生産サイドの取り組みも非常に重要なだという認識をいたしております。

とりあえず自給率の関係は以上でございます。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

それでは、川村局長、お願ひします。

○川村農村振興局長　　杉本委員と永石委員から、農村振興の考え方についてご言及がありましたので、ちょっと簡単な答えといいますか、部分的な回答にしかなりませんけれども、我々の考え方を改めて申し上げます。農村振興のまさに主役というのは地域の住民の方であって、農業者を含めた地域の住民、それから最近は都市部とかNPOとか、そういうものがまず核になる必要があるだろうと思っています。それはまさにそこが元気になることが地域の農村振興に大きな力になると思っております。

行政の方もできるだけ現場に近い、国・県よりも市町村と、こういうふうに考えております。そういう場合に、国の役割なり地方の役割、今回三位一体もあって大分そういう観点からも考えさせられる機会になりましたけれども、農水省は前回も説明したように、地域の裁量、自主性、創意工夫が生かせるような補助金改革というものをやるということにしております。これを活用して、地域がまさに主体的に自主的にやっていただくということが不可欠だと思っております。

そして、また国民的な理解ということも非常に重要なことで、特に私ども今回農地なり農業用水の資源保全の施策と、こういったものを新たに打ち出そうとしていますけれども、それはまさに国民的理義があって初めて実現する話でありますので、そういったものが必要だろうなというのは切に感じております。

それから、いろいろな地域おこしの中で、先ほど永石委員の方から地域特産とい

いますか、そういうものを使った地域おこしということをうたつたと思うんですが、こういった取り組みは非常に各地で行われておりますし、前回もちょっと資料の中に挙げましたけれども、まさに地域が「立ち上がる農山漁村」というタイトルで選びましたけれども、食とか、あるいは共生・対流でありますとかバイオマスでありますとか、あるいは輸出とか、そういうテーマで地域おこしをされております。こういう優良事例をできるだけ我々としては各地に発信をして、真似ということではなくて、そういうことを刺激にそれぞれの地域でいろいろな取り組みをもらうということも非常に重要ではないかと思っています。

また、1つの例を言えば、食材の問題にしても単に農産物を加工するだけではなくて、それを核にしていろいろな食品産業と連携をしたり、あるいはそこから出てくる残渣をバイオマスに利用したりとかという取り組みも行われていますから、いわばそういった農業なり農産物を核にした産業クラスター的な取り組みというのも我々コミュニティビジネスという言い方もしましたけれども、地域ぐるみで取り組むようなビジネスというものも起こしていく必要があるのかなということで、前回紹介させていただいたということでございます。

それから、村田委員から言われましたセットでパッケージでということは当然だということで、こちらも併せて検討を進めていきたいと思っております。

○生源寺部会長 ありがとうございました。

それでは、まず中村委員、それから立花委員にお願いいたします。

○中村委員 最近消費者の方といろいろな機会で会っていますと、中国の食料事情等から見て、食料危機が来るのではないかという問題提起があります。したがって、食料自給率の話は生命に関わるカロリーの問題と、それから通常我々が食している豊かな生活に対する生産、供給と消費の問題とを分けてきちっと考える必要があるのかなという気が最近強くしております。今先進国でもカロリーベースでの自給率を上げてきていますし、特に日本の場合は米の問題とえさの問題が重要な話になると思いますので、カロリーをつくる農産物は45%と言わずに高い目標を掲げておくべきではないかと思います。

例えば、これは悪い例えかもしれませんけれども、同じ国民の生命に関わる防衛問題でみると、戦闘機や軍艦や戦車だって、ある一定のときが来ればちゃんとスクランブルで鉄くずで売るだけの用意がしてあるわけですから、食料もそういう視点で捉えておかなければいけないということを国民共通の理解とするべきではなかろうかなというふうに最近強く思っております。

それから、これは昨日もそんな話があったのですが、今いろいろ自給率について市町村、あるいは県も策定しております。これは国民的に理解してもらうという点で結構なことだと思うのですが、この間の、国と地方の関係の三位一体論でもなかなか総体的な関係や方針がはっきりしないうちに進行しておりますが、例えば食料自給率も、農地の総量確保の問題と強く関わってくる問題であり、かつ三位一体論とも関係する問題であります。地方に任せていくと、市町村は市町村で自分の自給率を達成しろ、あるいは県は県で達成しろという話になるのかならないのか、多分そういうことはないんだろうと思うのですが、もしそういう感覚があるとするならば、ここでの議論ももっと違う視点でしなければならないだろうというふうに思います。

それから、担い手のところは後であると思いますが、昨日宮崎県に行きました、都城市で米の新しいビジョンづくりで集落対応のできたばかりの生産法人を見てまいりました。百八十戸（3集落）の生産法人ですが、そこには既に認定農業者も、兼業農家、労働力がなくて農地だけ提供する農家も入っています。非常にきれいな形で全員参加の法人をつくるっておりますので、ここでは専業個別農家はそれとして、また兼業農家も農地と労働力の双方か、いずれかを出して法人の中で立派な農業者として地域の担い手になっています。そうなればいわゆる誰が焦点となるのかとか、ならないとかの議論は不必要で、地域政策としても産業政策、経営政策としても非常にわかりやすくなっています。そういう事例も出ておりますが、ただそこまでいかない集団がどうしても途中あり得るので、そこが経営政策からも地域政策からも置いていかれないように留意をお願いしたい。したがって安定的、合理的な経営を「目指す」というところの目指す基準をかなり下げていかないと、現場では混乱が起こるということを前回申し上げましたが、昨日もつくづくそういうこと

を思いましたので、その辺は農政対策としてどの辺の目安に置くのか、将来育てていくということを含めてもう一回お願ひをしておきたいと思います。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

それでは、立花委員、どうぞ。

○立花専門委員　　自給率の問題に関連して私も一、二、それとあと担い手政策の問題に関連して一、二ちょっとわからない点もありますので、ご質問とコメントを申し上げたいんですが、資料1に「食料自給率目標設定のための課題と対応方向」ということで、一番最後の7ページの表をご覧いただくと、それぞれ米から始まって牛に至るまで、それぞれ財政負担があるわけですが、ここには書いてありませんが、このほかにいわゆる消費者の目に見えない負担といいましょうか、例えば転作奨励金ですとか、あるいは水際での国境障壁、関税等によるそういう措置があるわけで、膨大なこういった支えがあるわけで、そういうことを考えますと、一方では大変な危機だと言いつつ、構造改革はほどほどにもらいたいとか、あるいは担い手はできるだけ広く認めてもらいたいとか、自給率をアップしろとか、いろいろ矛盾を言ってもなかなかその辺は解けないんだろうと思うんですね。

私も、食料の自給なくして独立なしという言葉もありますけれども、なろうことならば高水準のこういった食料自給が達成されることが望ましいと思いますが、それがただほつといてできないんだとすれば、その背後にはかなり膨大な財政負担が伴うんだとすれば、そのところは一体どう考えていったらいいのか、自給率を1%引き上げるためにどのぐらいの我々国民の税金が必要なのか、あるいは我々じゃなくて我々の子供達にどのぐらい負担させた方がいいのか、その辺までよくにらんで、この自給率の問題は考えていく必要があるのではないかという点が一つでございます。ヨーロッパもそうですけれども、基本的にはきちんとした構造改革をなし遂げて、その上に高度な自給率が達成されるんだろうというふうに私は考えております。

それから、資料4でございますが、7ページのところで「水田農業における『担い手』以外の農家」ということで、いろいろ農地をいかにして集約するかという、

こういったイメージを出していただいたのは、私は大変ありがたいと思って感謝申し上げるわけですが、つまりよく言わるとおり、全国津々浦々の集落でほとんど跡継ぎがいない集落が常態化しつつあるということが大変だというのであれば、まさにこういった現場レベルの危機感を共有しながら、現在だけじゃなくて5年先我が集落は一体どうなっているのか、あるいは10年先我が集落の構成は一体どうなっているのかということを今から現場レベルで農協の皆さんなり、あるいは農業関係者の皆さんなり、まさにこういった兼業、高齢農家の彼らが生涯を全うできるようはどうやって相談に乗ってあげて、土地を集約化していくかということで、これも既に現在やっておられるわけですが、後継者の問題と絡めて、この辺の取り組みをぜひ拍車をかけていただきたいという点が当然のことございますが、一つございます。

それから、一つこれは質問でございますが、施設整備のところが、この資料4の16ページのところで「農地・農業用水等の資源保全施策について」ということで、私も基本的な問題意識はよくわかるわけですが、ただ産業セクターから見ると、農業においても農業のイノベーションの高水準の大区画化された圃場をできるだけ効率よく使いこなしていくと、水を引けば畑になるし、水を入れれば田んぼになると、そういった意味で非常に高水準の、工場にたとえれば最新鋭の能力を持った工場設備をつくる必要があるんだと思うんですが、基本的な17ページを拝見すると、施設の新設から更新、あるいは保全管理に重点を移行ということで、これはこれで大きな流れとしてはそれはそれで私もわからないわけじゃないんですが、もしそうだとすると、例えば競争力の大きな源泉として圃場区画の大区画化というのが一つの大きな力として、ファクターとして左右するという話をよく現場の方から伺うわけですが、そうだとすれば競争力強化の観点から、圃場の大区画化等、あるいは圃場のそういった整備等々は従来は土地改良投資ということでされてきたんですが、なかなかそういったところに回る金がないんだとすれば、おそらく個々の農業者はみずからの利益の中から農協なり、あるいは金融機関から金を借りて、こういった耕地基盤整備をやるために投資ができるのかできないのか、その辺がちょっと私はわからないものですから、もし農水省の方からその辺について何かお考えがあれば

お教えいただけたらと思います。

以上でございます。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

それでは、山田委員、それから増田委員、西山委員、秋岡委員、安土委員の順番でお願いいたします。

○山田臨時委員　　それでは、私からまず最初永石さんからご意見があった部分でありますて、我々も自給率向上に向けまして生産面での責任の一端を担っているということは当然自覚しているわけであります。その意味で担い手づくりや地域の農業振興、ニーズに合った販売強化、そういう部分に全力を挙げているつもりでありますし、今後ともそれを強化するということであります。その点については後ほどまた申し上げます。

なお、その一環としていつかも申し上げたつもりであります、もう一度ご理解を願っておきたいというふうに思うことがあります。要はJAの取り組みの一環としまして、国の助成なしで全国1,000のJAが1万6,000人の営農指導員を抱えておるわけでありますて、これに相当の経費負担、1,400～1,500億円の負担をJAみずからやっているということだけは申し上げておきたいというふうに思います。問題はどう仕事をしてもらうか、より効果的な対応をしてもらうかということは課題として残っているところであります。国といいますか、国・県の協同普及事業が予算をどんどん減らして、要員も減らしていくという中において、JAがそういう取り組みをやっているということについてだけは評価していただきたいというふうに思っています。

その上で3点ほど質問しておきたいんですが、それぞれ言いますとJAは自分のことだろうと言われるわけでありまして、なかなか大変質問しづらいわけありますけれども、1つは、資料1の2ページで右下の「対応」で「実現していくための施策」について、なぜ作物対策がないのかという気がするわけです。その点は4ページにもそれがないわけでありまして、前回の会議で飼料作物、とりわけホールクロップサイレージの話とか耕畜連携の話とかバイオマス等について資料の説明が

あったわけですから、それらが自給率の取り組みのところには入ってないと
いうことが残念であります。

5ページ以降にも、品目の課題について整理されておりますが、麦、大豆とも生産振興の方向がどうしても出でないわけであります。これでは意欲的な食料自給率目標設定のための資料になつてないんじやないかという気がするわけで、逆に言いますとそういう方向へ今後転換するということなのかというふうにも言いたくなっちゃいますので、その点はどうなのかなということであります。

2つ目は、資料4についてであります。前回の企画部会において、これは先ほど村田委員からもパッケージとしての政策が必要だというご意見が出まして、私も基本的にはそれに賛成なわけですが、前回産業政策と地域政策との関係を明確にすべきだということの中で、座長の指示でこの資料が出されたというふうに思っているわけですが、この資料はどうしても産業政策が勝っていて、そして地域振興政策の全体像が見えづらくなっているというふうに思っていますので、前回座長の指示された意図がこの資料で答えているのかどうか、これは座長のご意見を聞いておきたいというふうに思います。

3つ目は同じく資料4の5ページであります。これは本当に質問であります。農家所得の分析は誤解を与えないかという気がしていますので、お聞かせ願いたいというふうに思います。もちろん担い手として育成すべき、言うなれば主業農家の所得を高める必要性は論を待たないというふうに思いますけれども、一人当たり所得をこういう形で比べておりますが、就業者の数が違うはずなんですね。それを入れるために、どうも見ますと副業的農家の所得が高いから、どうも対策は要らないんじゃないいかと、もちろん主業農家の対策は必要だということを前提にして申し上げるんですけれども、副業農家の所得が高いぞというイメージだけを与える資料になつていいのかということを大変心配しておりますので、その点お聞かせ願いたいというふうに思います。

私からは以上です。

○生源寺部会長 　ありがとうございました。

それでは、増田委員、お願ひします。

○増田委員 資料3の2ページの食品産業と農業の双方に熟知したコーディネーターの育成というところで、私が想像いたします範囲ともし追加のご説明がいただけるならと思いまして意見を述べさせていただきます。

食品産業と農業の連携を推進するためには、「周年調達を可能とするコーディネーターの育成」というふうに説明のところにありますて、その中に仲卸の役割というのが明確に見えてくるのが6ページなどに「各産地の生産者や品質等の事情に詳しい納品業者（仲卸業者）」とあります。

私どもが見聞きしております範囲では、今市場というのがなかなか変化の激しい時期でありますて、素人の乱暴な印象で申し上げますならば、多様なニーズに対応するための小分け作業に追われていたり、品種を多く提供しなければならないという仕事に追われていたりというふうに、仲卸の本来のありようが変わってきていると思うんです。そんな中で、最初このコーディネーターが必要であるというところを読みまして、プロ野球のスカウトみたいなものかなと思ったんですが、実はスカウト的役割をする食品産業と農業との橋渡し役というのがここに明確に見えてきているような気がします。

ここには実例をもとにしながら資料をおつくりでいらっしゃいますけれども、将来的に育てていこうという意向がはっきりみえていて私はなるほど名案だなとうふうに思ったのでございます。

それから、もう一つは表示について少し伺いたいんですが、表示は今非常に大きな役割を担っていると実感しております。消費者が安全とか安心を担保するための役割というのは非常に大きいと。さらには自給率というのを毎日の食生活の中で表示を見ながら考えることが出来ます。この役割も大きいと思います。これはもう一回申し上げますけれども、消費者教育、食育の手段として消費者に対して自給率志向への働きかけの役割を担っているんだということをはっきりこれは私1人が実感していることじゃなくて、実態にもつながっていると思います。消費者は原産地

表示を見て食品を選んでいます。

生鮮野菜などの表示がはっきりしてき始めましたが取つかかりだったものですから、何やら偽装を摘発するための手段ではないかというふうに思われてしまつたところがあるんですが、実はもっと大きい役割、深い役割を担っていると思います。その延長線上に今加工食品の表示が徐々に広がってきておりますけれども、加工食品の表示というのをこれだけ食生活が多様化しておりますと、多くなる一方です。としますと、どこまで表示をやるのかというのは大変な作業だと思いますが、やっていくべきではないかというふうに考えておりますが、行政のお立場としてはいかがお考えでいらっしゃいましょうか。

以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、西山委員、お願ひいたします。

○西山臨時委員 自給率問題と、産業政策と地域政策との区分の説明がございましたけれども、これはちょっと私は北海道という立場でお話しをさせていただきたいと思います。

というのは、カロリーベースで192%の自給率を維持している北海道、人口的に言えば約1,000万人近くのカロリーベースで言えば自給率を保持しております。北海道としては、大都市の住民の方々に、先ほど長谷川委員の方から神奈川県はというお話がございました。まさにそういう都市住民の方々に対して食料の供給ということで寄与しているわけでございます。

そこで、産業政策としての自給率の確保、つまり農業の生産地域に対する産業政策としてのきっちりした対策、これが自給率の確保、向上に向けて極めて重要な施策というふうに考えております。

というのは、今申し上げたように食料供給地域に対する、今回品目横断的な経営安定対策としての施策が、例えばこれから議論になります、具体的な検討がされます水準、あるいは要件、あるいは対象者というものが充実された施策でなければ、決して自給率向上へつながっていくということにはならない。というのは、私も何

度も申し上げているとおり、農業が産業として成り立つような、あるいは後継者が安心して営農ができるような、そういう制度設計ということがされなければ、結果として北海道の自給率というものの192%というのは維持ができなくなる。

もう一つはこの政策が充実されなければ、地域の離農が起こる。つまりそのことは地域の崩壊、あるいは地域から農家の方がいなくなる。つまり地域が存立しなくなると。つまり今議論になっている、分けて話をされていかなきゃならんという認識もそれは確かにわかります。しかし、北海道のような地域の自給率が192%、そしてそのことが他の地域に対する食料供給をしている地域としては、それがすべてリンクをしているというふうに、地域政策であるけれども、産業政策として充実しなければ地域の崩壊につながる。そのことは食料自給率というものを維持し、あるいは向上するという、そういう政策につながってくる。

私の言いたいことは、もう何回も言っているとおり、産業政策として農業が成り立つような、そして担い手の方々が生き生きと営農を続ける、そういう制度設計をしていただきたい。決してこれから経営安定対策の道筋がぶれることのないように、所期の目的どおり進めていただきたいと、こういうこと、これは念のため意見として申し上げたい。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

それでは、秋岡委員、お願ひいたします。その次に安土委員ということでおろしくお願いします。

○秋岡専門委員　　私が申し上げたいのは、やはり今回のレポートの中で日本の食料問題とか農業問題というのは、農家のだけではなくて国民全体、あるいは農業じゃない人達もみんな関わっているんだということをもっと厳しく言った方がいいのかなという気がするんですね。

農水省は去年からか、数年前から消費者にも軸足を置いてというふうになっていますけれども、消費者に甘いことだけ言うのではなくて、もっと厳しく言ってもいいんじゃないかという気がちょっとするんです。例えば食の安全・安心の確保に関する施策のところの1ページに生産者とか行政とか消費者の役割というのが書い

てありますけれども、ここで食の安全とか、こういうリスクコミュニケーションで消費者がどうあるべきかとか、どういう役割があるのかというのは、ここに書いてあるのは消費者だけ何かちょっと甘いかなという気がしなくもない。もうちょっと、例えば費用の支払いというのも、安全の管理にはそれなりのコストがかかるのであって消費者は当然コストの応分負担というのは伴うものなのであるとか、あるいはそれだけリスク管理された商品が店頭に出回っていても、消費者自身がそういうものがいいものだと思ってきちんと選別する情報だとか考え方を持っていなければ、日本の食の安全のシステムというのは結局長くはワークしていかないことになるんだとか、例えばこの中における消費者の役割みたいなものは、もうちょっと厳しく消費者が日本の農業とか食の安全とか、いろいろなところでどう関わってきて、どういう責任があるかというのは、もうちょっときちんと言ってもいいんじゃないのかなというのが感想です。

その延長線なんですけれども、例えば「担い手政策と地域振興政策の関係について」という資料の 15 ページのところも、いろいろな農家の分担が細かく書かれているんですけども、何となくこれを見ていると象徴的に、こういう農業とかがこれからどうなっていくんだというときは農家はやることがいっぱいあって、右側にいきなり都市住民が、すごく言葉は悪いんですけども、ちょっとお気楽極楽的な関わり方みたいにすごくなっているんですけども、これは正確には農家と都市住民じゃなくて多分農家じゃない人という区分になると思うんですけども、それは農家、あるいは農業というくくりがあって、農業以外の産業に携わっている人はどういうふうな形で農業の振興に関わってこれるのかというようなもうちょっと大きなグランドビジョンを描くことで、農業というものを農村とか生産者だけの問題ではなくて、日本国民全体がこういう関わりを持てるような、全員にとって大事な問題であるというビジョンを例えばこの 15 ページのところなんかでは出しているのかなと。

例えば、何がというとよくわからないんですけども、一番下のところに環境とか景観とかいろいろありますけれども、12 月からちょうど景観法も施行されると、各自治体がいろいろな形で町並みの美しさをやっていけるというのであれば、農村

地区だけではなくて、いろいろな自治体が自分の中にそういう農村地域があれば、そこと町全体の美しさをどう図るかというので施策を打っていくというのは、農業に関わっている人達だけではなくて、自治体もそういう視点でまちづくりをやりましょうとか、例えばグリーンツーリズムの話であれば、観光業の人はもっと日本の農業のことも考えて、新しい国内旅行の商品プランに力を入れるべきだとか、アドバイスをすべきだとか、何かもっと都市住民は参加しましょう、協力しましょうというのじゃないもうちょっと大きな絵図面が描けたら何か本当に全産業的な問題になるのかなという気がしました。

最後に、食品製造業と農業の連携事例でいくつも出していただいて、これはこれで大変参考になったんですけども、コーディネーターが悪いというわけではなくて、それはそれでいいんですが、ちょっとここに挙げられた例は卸売市場が外ににじみ出てきていいろいろ活動しているという範囲で、構図としては何も変わらないのかなと。むしろこれから必要なのは、生産者のサイドがこういうような試みをやっていくようなセンスを身につけて成功した例であるとか、ただおそらく自分が責任を持って誰かと契約するというのは、100人生産者の方がいらしたら、それに踏み切れる人というのは多分そんたくさん、全員じゃないと思うんですね。大半の人はみんなで何か一緒にやっていきたいとか、私はつくるけれども、売るところは誰かそういうのが得意な人に任せたいという人が多分普通は多くなってそれは当然だと思うんですけども、そうすると例えば農協なんかを使ってその辺の機能を分けてどういうふうに、特別すぐれた人とか特別経営能力がある人じゃなくても、こういうふうに新しくステップアップできたよみたいな例がもうちょっとあると、それもいいのかなというふうに思いました。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございました。

それでは、安土委員、お待たせしました。

○安土専門委員 私は食料自給率45%というのを決めるときのこの前の審議会で、それは非常に難しいだろう、先ほどお話をあったように40%を維持するのが精

いっぱいじゃないかと言ったことを思い出したんですが、そもそも食料自給率をなぜ上げなきゃならないかということについての突き詰めた議論が弱いのではないかという感じがします。本当に海外から食料が一切入ってこなくなる状況、「油断」ではなくて「食断」ということを仮に考えたとすれば、そのときの対応と、それからそうでない状況とでは大分違う。食断という状況なら、第二次世界大戦中に、本当にイモのつるを食べながら生きてきた世代としては、1,500 カロリーもあれば御の字だと思います。食料自給率を上げなきゃならないというのが、どういう状況に対応するためなのかがどうもはっきりしていない、それは前から申し上げていることです。

そして、これも前に申し上げたことですが、もし食断に対応するのならごみを捨てるのをやめないで、むしろ 30% ぐらい捨てている方がいいですよ、つまりハンドルに遊びがある方が危険がないわけで、それなのに片や食料を捨てているのはけしからんというのはおかしいということは前から何度も申し上げているわけです。

それから、また食料自給率が非常に高い、例えば北海道が 192% というお話が今出ましたけれども、それなら北海道は非常に安全か、つまり、北海道を独立国として考えたら安全かというと、これは必ずしもそうではないわけであって、要するに食料の問題は多くの問題の中の一つだと思うんですね。したがって、そこまで考えて見ないといけないわけで、日本全体の他の経済の要素と食料との関係という中で物を考えなければいけないのが、何か食料自給率だけ取り上げて、こんな低いのは問題だというかなり感覚的な議論になっているのではないかというのが前提になります。

今私が申し上げたいのは、実はこの「食料自給率目標設定のための課題と対応方向」の 3 ページのところに、「食料消費に関する課題」ということがいろいろ書いてあるんですが、どうも非常に上から見下ろしているというか、そういう感じがする。政策ですから、確かに国民全体を考えているということはやむを得ないと思うんですが、今例えば私どもがスーパーマーケットをやっていて、我々の商品をお客様により多く売ろうとしたらこういうことを言うだろうか。

「食育の推進」とか、「適切な情報提供」とか、ちょっと視点が違っているんじ

やないか。そして、その前の「適正な栄養バランス」だとか、「環境への負荷の低減」だとか、「国民一人一人が自らの『食』について考え、健全で安心な食生活を実現することができるよう対応が必要」だという、これはもちろんそのとおりで一つも間違いはないわけですけれども、本当に国産のものの消費を喚起しようという視点に立つならば、おそらくこういう考え方はしないんじゃないかと思うんですね。

消費者にとっては、安全であるという前提があれば安くておいしいものがいいわけで、安いということが極めて重要です。したがって国産であるか、輸入であるかということは、安全であるという前提がつけば関係のないことです。大木さんはじめ何人かの方から国産を愛用するようにしていくということについて制度的にもいろいろいろ考えるべきだというご意見があったんですが、むしろ安全であるのに価格と無関係に国産を愛用しようと言う方が消費者や一般の気持ちとしては不自然です。むしろ非常に崇高過ぎる感覚じゃないか。

つまり逆に言うと、確かに多くの消費者の方や消費者団体の方が国産ということや安全ということを非常におっしゃいますけれども、それによって今現在、日本の食料自給率は大いに高められているのであって、それをこれからさらに、そういういわば理念によって上げていこうというのは、無理があるんじゃないかなという気がいたします。消費者に理念や倫理観でもって国産を食べろというのではなくて、消費者の気持ちを、結果的には国産を食べるよう向けていくということが非常に重要なではないかと思うわけです。

例えば、今キムチが非常に売れているわけですね。これは言うまでもなく韓国というものがブームになっているわけで、スーパーマーケットのキムチの売上高はものすごい伸びですし、キムチメーカーの皆さんも大喜びです。つまりファッション化することによって、食品でも何でもそうですが、非常に売れるわけです。

それから、思いがけない情報提供をされることによって、いろいろなものが伸びるということは、これも前に何回か申し上げましたが、例えば「ためしてガッテン」だとか、「おもいっきりテレビ」で取り上げられた商品というのは異常な伸び、数倍の伸びをします。そして、中にはそれが定着するものもあるわけです。

それから、産地と消費者をＩＴでつなごうというようなことももっと考えられて

いいんじゃないかなと思います。これだけ情報が簡単に伝達できるようになると、そういう種類のことによって、結果として国産の食品が伸びていくというようなことがあります。例えばサミットストアではサミットビジョンというのをつくりまして、店の入り口で農家の産地から、あるいはお魚の市場で今日どんなものが安いものがあるかということを提供しています。それとリンクして、売り場の上にもそういう映像を出して販売していますが、かなり大きな売上高が上がります。そのために1,000万円ぐらいのAV設備をつけています。計算するとそれをつけた場合にお合うほどそういう商品が伸びているということもあるわけです。

どうも全体に消費者に対しての姿勢が言ってみればまじめというか、きまじめというか、くそまじめというか、消費者の気持ちをその方向に動かそうという姿勢が足りない。これじゃ聞いているうちに嫌になっちゃってというようなことが多いように思います。例えばアイドルをその気にさせるなんていっても実はすごく重要なんですね。そういうことをやろうと思うと非常にお金がかかるというイメージがあると思うんですが、アイドルの方もネタが欲しいんですね。次々にネタを手に入れなければ生きていけないタレント達がいろいろな分野でたくさんいるわけで、そういう人達に「国産の食品というものがこんなにおいしくて経済的にもいいんだよ」というネタをうまく浸透することができれば、彼らがひとりでに動いてくれる。それは一番消費者の気持ちを変えるのに役立つ。毎晩、毎時間、一日中あちらこちらのテレビでやっているわけですから、そういう意味でこういう方達をいわばオピニオンリーダー達を自給率アップの味方につける、例えばそういう少し柔らかいいろいろなアイデアが施策の中にあっていいんじゃないかなと思います。一言で言うとまじめ過ぎてつまらないと、国産品を愛用しましょうなんて言っても、伸びないんじゃないかなというのが私の意見です。

○生源寺部会長 ありがとうございました。

いくつか質問もあったかと思いますので、このあたりで役所の方からお願ひできればと思います。

それでは、山田次長、お願ひします。

○山田総合食料局次長 いくつかお答えをいたしたいと思います。

まず、中村委員から、生命に関わるカロリーの話と豊かな生活のもとでのカロリーの話というのがございました。そういうふうに考えておりますが、先ほど言いましたようにどの指標も完全なものはないので、いろいろなものを示していったらどうかというのが今の基本的考え方でもありますし、今後の考え方とも思っております。

それから、45%と言わずカロリーは高い方がいいというお話でしたけれども、これも先ほどちょっとお話しをしましたけれども、一方では40%せいぜいじゃないかというお話もありました。現在の基本計画の考え方は、先ほど言いましたように一定の消費面なり生産面なりの課題が解決できた場合に達成できるものということでお示ししているということでございます。私どもとしては高ければ高いほどいいとか、あるいは現状は40ぐらいだから40ぐらいでいいんじゃないかということではなくて、課題とそれに見合ったいろいろな方々の対応によってどこまでいけるのかということを示すのが現行の考え方でございますし、引き続き同じ考え方でいいのではないかと考えております。

それから、自給率について県なり市町村なり自治体ごとに示すかどうかというお話もございました。先ほど西山委員や長谷川委員から北海道が192%とか、あるいは神奈川が3%とか、お話がありました。これはまさにその地域、あるいは都道府県の生産者と消費者の人口の割合ですとか、あるいは例えばカロリーベースで見ていけば、どういった作物をつくっているのか、カロリーの高い作物をつくっている地域もあれば、カロリーの低い作物をつくっている地域もありますので、そういう生産の内容にもよりますので、必ずしも低いところが劣等生で高いところは農業として優等生だというわけでもないと思います。そういう意味でも自治体に何らかの形で一定の義務を課していくのはちょっとどうかなというような感じを持っております。

それから、立花委員から、財政負担が伴うので、基本的にそういうことがないように構造改革をしっかりと進めていくべきではないかというお話でございますが、それは私どもも同様に考えておりまして、やはり望ましい構造をつくって、それと併

せて自給率を上げていきたいということが基本でございます。ただ、自給率を上げることが財政負担に必ずしもつながるということでもないようにも思います。特に私どもは重視しておりますが、消費の面を改善していく必要があります。後ほどのお話にもちょうど関係をいたしますが、どんどん物をつくって自給していけばいいということではなくて、消費者が受け入れられるものをつくっていくというのが基本だと思いますので、そういうふうな対応をしていきたいと思っております。

それから、山田委員から、資料の中で対応として作物の対応ですか耕畜連携ですかバイオマスですか記載がないということでございます。ここに書いてありますのは、これからまたいろいろご議論いただくこともありますし、とりあえず主要なものをここに挙げたということです。自給率に関する主要なものです。もちろんこのほかにも関係する施策はあると思いますので、実際基本計画をつくる際にはそういったことにも目配りをしていきたいと思いますし、またその際ご意見をいただきたいと思っております。

それから、麦、大豆の生産振興の方向がはっきり作目ごとの課題の中で出てきてないんじゃないかというお話ですが、これは今申し上げましたように、消費に見合った、消費に対応した生産をやっていく必要があるということで、特に麦、大豆等については消費面、品質面ですかコスト面ですか、いろいろな課題がありますので、その点についてここで記載をしているということでございます。そういうものが解消されていけば、そういった需要に応じた生産ができるということでの課題を書いているということでございます。

それから、西山委員のお話ですが、基本的には立花委員と同じように構造改革なり、そういうものもしっかり進めていきながら自給率を上げていくべきだというお話だと思いますので、そういうふうに受けとめさせていただきたいと思います。

それから、安土委員のお話で、食断、食料が途絶えたときの自給率と平常時の自給率で違っていて、その辺の整理がうまくされていないんじゃないかというご趣旨だと思います。9月16日の資料では、食料安全保障の考え方という資料が後ろについておりまして、食料が途絶えた場合に、イモなどをつくるとどのくらい供給できるかということで、あの資料では2,000kcal弱ぐらいは何とか生産できるのでは

ないかと、それがまさにいざというときのものでございます。

一方、今議論しておりますのは、まさに平常時にどう考えるのかということなんですけれども、これまで食料自給率を議論してきたのは、平常時においても一定の自給率というんでしょうか、あるいは国内生産の力というんでしょうか、農地なり担い手なりを確保しておく必要があるという考え方から、一定の率を示しているというふうに考えております。これは今的基本法でも書いてありますけれども、基本的な考え方としては、世界の食料自給、あるいは貿易について不安定な要因があるんだと条文にも書いてあるとおりです。そういう状況にかんがみて、もちろん全部自給できるわけではありませんので国内生産と備蓄と輸入と、これを適切に、平常時には組み合わせていく。そのときの目標としてある程度のレベルが必要ではないかということで現在は基本的には 50%、当面は 45%を目指そうという整理をしていると思っております。そういう意味では食断のとき以外の平常時においても一定のレベルが必要だという基本法の流れの中でこういう整理がなされているということでございます。

それから、特に消費の関係のところがまじめ過ぎちゃってあきられちゃうというお話でしたが、またよくお知恵をお借りしながら、どういうふうにやっていったらいいか、どういうふうに打ち出していったらいいか、考えていきたいと思います。特に安全ならば安い経済的なものがいいんだというお話は全くそのとおりだと思うんですが、それは私どもの整理としては、生産面でコストの低減とか構造改革とかで対応していこうということで、消費の方にははっきり出でていませんけれども、生産の方でそれにに対応していこうということで整理をしております。

とりあえず以上でございます。

○田中総合食料局審議官 増田委員から 1 点、食品産業と農業の連携に関して、卸売市場の仲卸業者をコーディネーターとして期待しているのか、あるいはそれを育てるというようなインテンションがあるのかというご質問だと思います。答えはそのとおりでございます。

前回、10月8日のときに卸売市場法の改正について簡単にご説明いたしました。

さきの卸売市場法の改正において、これまで卸売市場の当事者である卸売業者や仲卸業者が要は悪いことをしてはいけないということで、市場の中での競り人という役割に特化するという方向で強い規制をかけてきましたが、市場内外の変化に対応していくためには、卸売業者や仲卸業者が産地開発とか商品開発といったようなところを担えるような形に規制を緩和するという改正をしてございます。ご存じのとおり、仲卸業者はなかなか経営が厳しくて、これから再編ということで力のある仲卸業者がこうしたコーディネーター役を果たしていくということを期待をし、また育てていきたいと思っております。

これに関連しまして、秋岡委員の方から、ここでの例が市場関係者がにじみ出てきているところではないかということでございますが、たまたまここで引いてしまった例がそうなのでございますが、別に私どもはそこのチャネルリーダーになるものが中間流通業者である必要はなくて、生産者側からの取り組みもあるし、また小売業者が、あるいは食品製造業者が、前回お示ししたように種苗まで開発をしてチャネル管理をして消費者のニーズに応えていくというようなことも当然あり得るというふうに考えておりますが、今日は時間の関係で示した資料が不適切な印象を与えたとしたらご容赦いただきたいと思います。

○高橋消費・安全局審議官 増田委員の方から加工食品の表示について今後さらに取り組むべきというお話がございましたが、現在生鮮食品については、これは原産地の表示の話がございますので、生鮮食品については原産地の表示が義務づけられていまして、それからこの9月から生鮮品のみならず加工したものについては、原材料に1工程を加えたようなものについて、1工程加えたというのはどういう意味かといいますのは、特に原材料の質が加工食品の品質に大きく影響すると、消費者の選択に非常に大きい影響を与えると、そういうものについて原産地の表示を義務づけたんですけれども、複雑な工程になってきた場合の加工食品、例えばよく例に出すのはケーキなんですけれども、ケーキについて原産地表示をするとどういうふうになるのかという議論をやるんですが、そういうちょっと極端な例は別にして、原材料の原産地が消費者の選択に非常に大きい影響を与えるような加工食

品、これについては私どもとしても今後さらに取り組みを進めていきたいと、こういうふうに考えております。

○宮坂経営局審議官 まず、中村委員の方から、担い手経営安定対策の対象となる経営体の規模なり基準なりというものについて、あまり高いのは問題だと、どのようにするのかというご質問がございました。ちょうど二月前になるわけでございますが、10月1日の企画部会におきまして、当方から担い手としての一つの考え方といたしまして、他産業並みの労働時間で他産業並みの所得を上げ得ると。具体的には、年金を除いて年間530万円の所得を現在の単収と現在の作物単価で上げようとした場合に必要な面積はどうなるかと、規模はどうなるかと。北海道の畑作の場合には25ないし26ヘクタールで、都府県の水田の場合には14ヘクタール程度と、集落営農の場合には40ヘクタール程度という数字をお出ししたわけでございます。

その際に、10月15日にどういうふうに考えるんだというまたさらにご質問がございまして、基本的な考え方といたしましては、今回の基本計画の見直しは平成27年を最終年度とする基本計画の改定ですと。一方で、平成16年から同じ担い手というものについての米について、米政策の改革がなされまして、水田作につきまして、初めて担い手としての規模の要件、具体的には認定農業者であって北海道で10ヘクタール、都府県で4ヘクタール、集落営農で20ヘクタールという要件が平成16年がスタートになっております。

一方で平成27年、先ほど申し上げたのが一つの我々の試算でございます。この過程の中にあるのではないでしょうかという問題提起をさせていただいたところでございまして、またそのときに当然のことながら、別に規模だけではないじゃないかと、例えば非常に高度集約的な農業を営んでおられて、それに比肩し得るような、もっとさらにそれを超えるような所得を上げられているような経営をどう考えるのか、それは考慮事項として10月15日に企画部会にもお出しをしているわけでございます。ですから、今後さらにこのような議論が深まる中で、いろいろと議論をされて決まっていくものというふうに考えております。

次に、山田委員から、資料4についてご指摘がございました。そもそもこの資料は本日のこの会合にフィッティングしているかどうかというのは、座長にということでございますので、私の方からは5ページ、極めて事務的な数字の話でございますが、主業農家から副業的農家につきまして、所得がどういうふうになっているのかということでございます。

ちょっと数字が続いて恐縮でございますが、主業農家につきましては、家族農業就業者が2.37人でございます。それから、農外、農業以外に就業している方が0.16人でございます。それで、農業所得が474万円、農外所得が291万円でございますが、この農外所得につきましては、年金等がこのうち206万円でございます。したがいまして、ネットの農外所得と申しますか、年金を除いた農外所得は85万円ということになっております。

一方、副業農家でございますが、これは同じ家族農業就業者は0.54人でございます。農外の就業者が0.95人でございます。34万円の農業所得を上げられ、農外所得が718万円となっておりますが、このうちの241万円が年金の関係でございます。したがいまして、ネットの農外所得は477万円程度ということになっております。

以上です。

○川村農村振興局長 立花委員のご質問には次長の方からお答えしますが、西山委員の方からご指摘のありました北海道の特殊性というのは十分踏まえてやらなくてはいけないと思っています。さらに、北海道の場合、非常に専業的な地域でありますし、また農業を離農されると即離村という形での形態が多いということは十分認識しておりますので、そういう意味では地域政策というものを考える場合にも、そういう特徴を踏まえて対応する必要があるということは十分留意しなくちゃいけないというふうに思っております。

また、秋岡委員から、厳しいご指摘をいただきました。おっしゃるとおりで、この15ページの表も非常に平面的に並んでおります。これは登場人物も同じ間隔で並んでおりますけれども、実際は非農家と書いてあります一般の住民の方々が大層

を占めるようなのが今の実態でございます。それから、都市住民ということで新たに入れたということでちょっと評価していただきたいと思いますけれども、まさに農村をこういった視点で考えなくちゃいけないということで取り組み始めたということをご理解いただきたいと思っております。今後ご指摘されたことは十分踏まえて生かしていきたいと思っているところでございます。

○中條農村振興局次長 私の方からは立花委員のご指摘についてお答えしたいと思います。

地域資源の保全に関して、生産基盤の整備の面でイノベーションの方針がないのかと、特に圃場の大区画の例をお示しいただきましたご指摘ございました。私どもは圃場整備自体イノベーションの一つの結果だと思っておりまして、ご案内とのおりこれは分散錯圃しております圃場を集めまして、併せて用水、排水を分離して農道も整備すると、これも共同減歩で行っているような実態でございまして、地域一体となって取り組んでいるということで、さらには最後にはこれは暗渠排水も入れまして、水田を水田として使うだけじゃなくて畑にも使える、いわゆる汎用化を目指してやっておるわけであります。

この流れでいきますと、ご指摘のような大区画、実は私どもは1ヘクタール以上の圃場を大区画圃場と呼んでおりますが、こういった動きも現在積極的に展開しているところでございまして、さらには圃場までの用水路をパイプライン化いたしまして、これも暗渠と直結しまして、地下から灌漑するいわば地下灌漑といったものも取り入れているところでございます。

ただ、圃場整備も今おかげさまで60%まで整備率を達成するところまで来ております。この大区画の整備になりますと、初期に大区画の整備をするところは比較的スムーズに来るわけでありますが、一度30アールの区画を整理したところに再度でかくなりますが、これは非常に大きな投資を伴いますし、地域の状況も相当慎重に対応するところがございまして、これは今地域の状況を踏まえながら、大区画の圃場の整備を進めているのが実情でございます。

他方、今回のこの地域資源の保全に関するもう1つあります、国全体とし

ましてはこれまで特に近年こういった圃場を中心としました生産基盤の効率化を積極的に進めてきた反面で、農村の資源はやはり農村らしい一つの要素でありますので、こういったものを資源として保全してほしい。これは前半にご説明、ご紹介したと思いますけれども、例えば農業用水が場合によって地域用水として地域を潤す資源として使われているわけでありますし、あるいは農業用水路が調節用の水路としても使われておりますし、また防火用水としても機能を持っているわけでありますから、こういった多面的な機能もしっかり残してほしいという、そういう大きな要望もございまして、今回地域の資源をしっかり守るという観点からも、この施策を推進したいと思っているところでございます。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

私にもご質問がございまして、資料4の出来映えはどうかということなんですけれども、経営局と農村振興局で限られた時間の中で第1回の作品という形で作成されたわけでございまして、労を多としたいというふうに考えております。ただ、ご覧いただきますと、ややバランスがどうかなというところもあります。表現の仕方等、この辺は改善していただきたいというふうに思っております。

と申しますのは、産業政策と地域振興政策を区分し、また体系化するという表現、それから別のところには施策の連携を図るという、こういうことがあるわけであります。それで、こういったことをかなり強く意識して制度というか、政策を設計しようというのが今回の企画部会でのずっと議論の流れの一つの特徴だろうと思うんですね。

このときに非常に大事なのは、現場でこういった今の議論がどう受けとめられるかということでありまして、その意味では霞ヶ関、都道府県、あるいは市町村、あるいは集落、農家の方々との間の一連のコミュニケーション能力といいますか、ここが問われるようなことになっているんだろうと思うんですね。したがって、その意味では農村の現場でこれは本当に大きな動きをつくり出していくということにつながらなければ駄目だというふうにも思っておりまして、そういう観点からさらにこういった形のプレゼンテーションなり、あるいは施策の間の関係の整理をして

いただくということは大事だというふうに思っております。

おそらく委員の皆様方にもいろいろな評価なり、まだこれが足りないとか、あるいはこういった形で改善した方がいいのではないかということがあるかと思いまして、そういうこともお聞かせいただければ、今日ということではございませんけれども、お聞かせいただければと思います。

それでは、森本委員が先に手が挙がっておりましたので、森本委員、山田委員、新開委員、安高委員の順番でお願いいたします。

○森本専門委員 私は担い手政策と地域振興政策は今までのに比べればよくできていると評価できると思います。しかしながら、これを読みながら、集落営農というのが当然重大な組織づくりというのが持ってくると思うんですけども、私はこの前北海道の上川地区の青年部から呼ばれまして、いろいろな意見交換会をしてきたんですね。私はイメージの中では、北海道というのは意外と簡単に大型化ができるんだろうなというふうに思って行っていたんです。ところが全然違っていたんですね。というのが上川地区で話しましたときには、上川地区の場合は規模拡大したときの借金がまるまる残っていて、買ったときには米価が50万円で大体ちょうどよかったですけれども、米価が下がってきて今は30とか35万、それでも逆に買う人もいないようになっている。しかし、そのときに投資をして田んぼを買った人はそれで結局借金できゅうきゅうらしいですね。

そうすると、土地改良の償還金もございます。水利費もございます。いろいろなものを払っていかなくてはいけない。そうなってくると、集落営農でみんながやるのに赤字のやつらばかりで集まてもこれはなかなか難しいと、赤字にしても1,000万円の赤字のやつもいれば5,000万円の赤字のやつもいる。そういう人達が集落の中にいっぱいいて、さあ、集落営農で法人化して「ヨーイ、ドン」と言っても、これはなかなかできないんだと、そういうふうに言われました。

その後、札幌の近くのまた青年部の友達のところに行きましたちょっとお話を聞きましたら、その友達は本当に山田専務じやありませんけれども、宮田会長のお膝元なんですけれども、新篠津というところですね。そこはいまだに競争して田んぼ

を買っているそうです。8ヘクタール田んぼが売りに出たから手を挙げたら、4人手を挙げていたから、1人に8ヘクタールは売れない。だから、みんなで分けてくれと言われたと、そのくらい競争が激しいそうです。

僕はなぜこんなに同じ北海道で違うのかなと思ったときに、自己資本なんですね。新篠津というところは、もともと10ヘクタールとか15ヘクタールとかという田んぼを持っていて、だから生活するのはそのお金でできる。そうすると、簡単に言えば10ヘクタール買っても、10ヘクタールで稼いだお金でそれで借金を返せるのであれば、もともとなかったものとして考えれば、結局機械の効率も当然良くなるし、だからなるほど、そういうことなんだなと。逆に言えば、今規模拡大で一生懸命やってきた人達は行き着くところまで行き着いているような感じなんですね。だから、これから先どうやって集落営農に取り組めばいいんだろうかというのがいろいろな人達のご意見の中で一番多かったわけです。

それと、設備投資にしてもちょっと過剰じゃないんですかという話を私はしました。ところがそれは森本さんが熊本だからですよと、うちあたりは雪が解けて短い時間で田植えをしなくちゃいけない。逆に言えば短い時間で稲刈りも終わらせなくてはいけない。本来はもう少しちっちゃい、安い機械でもいいと。しかし、時期的なものがあるから、それを終わらすためには過大な設備投資をしなくてはならないと。そうか、なるほどなと思いながら、いろいろな問題があるなというふうに帰ってきたわけでございます。

結局、資料4の7ページを見ていただきますと、農地を担い手に貸し付けると大体2万4,000円程度は手取りが残るということですね。これは逆に言うと、借り手はその分の経費をみんな払わなくちゃいけないわけですよね。当然そうなんですよ。そうなってくると、その負担というのは結構大きいんです。だからこそ、今はこここの地代でも2万円になっておりますけれども、これが2万円というのは実際ないんじゃないかと、今は1万円とか、逆に言えば1万円も出していないところもあるんじゃないかと。私ども阿蘇は逆にこれが3万円になって、なぜ3万円なのかいまだにわからないんですけども、いまだに3万円という数字で貸し借りが行われているんです。

この数字をずっと今さっきから眺めておりましたら、ちょっとおもしろいことに気がつきまして、これは逆に言えば仕事を定年退職して、0.5ヘクタール、5反ですね。5反を持っている人が結局2万4,000円にしかならないんだったら、機械作業はみんな受託に出せばいいと、あの管理はみんな自分ですると。そうなってくると、最低計算をすると大体6～7万は手元に残るんですよ。どうしても貸してしまえば2万いくらぐらいにしかなりませんけれども、自分で管理だけやれば6～7万残るんです。

私はそこでもう一步先に行って、これは逆に言えばその人達が私達は国からの助成金なんて要らないと、だから生産調整もやらないと、自分で田んぼで植えたものは自分で売ると、農協も通さないで売ると、そうなってくると結構手取りが本当にやがて10万近くまでいっちゃうんです。自分で何もかもやって、機械だけ頼めばそのくらいの手取りになっちゃうんです。そうすると、逆に流動化も進まないし、集落営農の中でだからおれは参加しなくていい。だから、自分ができる、これは当然前提条件がありますよ、自分ができる間はやらなくていい。極端に言えば60歳の人が75歳までだったら、15年間はおれは集落営農でやらなくても、機械作業だけ頼めばあとは全部自分でやるから、別に人をあてにしなくていいよって、そうなってきたら逆に産地づくりビジョンが壊れるんじゃないかと。結局、そこで生産調整をそういう人達がやらなくなってきて、その生産調整の面積というのは誰にいくかというと、あとは私達みたいな担い手と言われる人達がどこかでその分の面積はカバーしていくかないとできないわけですね、需給バランスが崩れるわけですから。当然、数量で来ようが面積配分で来ようが全部一緒ですよね。やらない人がいればやる人がどこかにいるんですから、だからそこを考えていったら、これはやり方によつてはうまくいけば生産者にとってはすごくすばらしいものだけれども、一步間違っちゃうとこれは本当に産地ビジョンづくりにまで悪影響を引き起こしかねない部分があるんじゃないかなと、そういうふうにちょっとこの数字を見て自分なりに感じたところでございます。

それと、もう1点は食品産業と農業の連携の部分でございますが、これはせっかくですから、対応方向ということで示しているのであれば、バイオマスまで入れた

方がより完璧なものになるのではないかなど、最初から最後までですね。それで初めて連携という言葉が方向づけできるのではないかなどちょっと見て思いました。

以上でございます。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

それでは、山田委員、お願ひいたします。

○山田臨時委員　　貴重な時間をいただいて、ほんの簡単に申し上げます。

提出資料の関係で2点申し上げておきたいというふうに思います。

1つは、8月以降の組織的な討議を経まして、そして11月5日にまとめた具体策の提案であります。ご覧いただきたいというふうに思います。

前提として、担い手づくりや農地の利用集積の農政改革は必要だという観点でまとめているということであります。

なお、経営安定対策の対象について、農協の考え方として、広く浅く従来どおりだとか、ばらまきだとかという受け取られ方をしているわけでありますが、ただそれは決してそうではなくて、認定農業者や特定農業団体に限定して、国が一律的な要件を設定するのではなくて、あくまで地域の取り組みや農業者の意欲を重視する観点で地域の実態に即した基準による担い手づくりということを主張しているんだということをぜひご理解願いたいというふうに思っています。決して広く浅く従来どおりというふうに言っていませんので、その点申し上げておきたいというふうに思います。

2つ目は、後ろから2枚目の紙2枚でありますけれども、担い手づくり対策の方針のポイントだけであります。さきの企画部会で長谷川委員から、農協の取り組みの方針を聞かせてほしいというご意見をいただいていたわけでありまして、こうしたこれらの取り組みについても、組織的に担い手づくり対策にこの観点で取り組むということを決めて実践することにしておりますので、申し上げておきます。

ありがとうございました。

○生源寺部会長 　ありがとうございました。

それでは、新開委員、どうぞ。

○新開委員 　自給率については、たくさん意見が出ましたので、担い手政策について意見を述べたいと思います。

これまでの基本計画に向けた中間論点整理の最大のポイントといったら、私は担い手政策ではなかったかなと思うんですね。それで、今日生源寺先生から説明もいただきましたし、ここにきちんと農業を産業として振興する産業政策と地域を維持する地域振興政策に明確に区分していただいて、これなら農村もしっかり理解ができるんじゃないかなと思うんですね。今では認定農業者に集中的に支援するというようなことで、非常に小規模農家にとっては批判が多かったんですけども、こういうふうにきちんと整理されたら、担い手に集中するだけではなく、地域にも振興するという意味で、理解がこれから非常に得られるんじゃないかなと思って読んでおりました。一つだけお願いしたいんですけども、私達農家の現場として60年代に打ち出されたのが自立経営だったんですね。それから、70年代に育成を目指された中核農家というふうに打ち出されて、今度は93年に認定農業者というふうになってきたんですね。それが今までたして外国、例えば国際的に競争力を持つ経営体に育ったかというと、育つどころか後継者が激減してしまいました。だから、これまでの企画段階ではすばらしいことを打ち出されていたのですが、何かいつの間にか立ち消えになっていきました。今回はそういうことのないように、実際にこうして認定農業者に集中的・重点的に実施するとなったら、やはりちゃんと施策を成功させないと、ここで議論した意味がないので、ぜひ計画の案が成功するような施策にならないといけないと思います。

今まで中核農家とか自立経営者とか打ち出されながら立ち消えになりましたので、非常に若者も意欲ある経営者も、失礼になるかもしれませんけれども、農政への不信がかなりあるんですね。だから、頑張る人にとって頑張れるというような意欲を持てるような政策に成功させていかなければいけないと思います。

それから、この選択をすることになりますよね。認定農業者に選択するというと

きに、地域でうまくもめごとのないように、ここら辺の整理を地域とともに仲良くしていかないと、またそこに農村に問題が出てくるんじゃないかと思います。

それから、もう一つですけれども、これは食の安全・安心についてですけれども、今まで私も何度もさまざまなチェック体制とか表示には意見を述べてきましたけれども、現在の安全・安心のチェック体制が本当に消費者のために、農業者の方になっているかなというのが一つ疑問なんですね。BSE発生後、トレーサビリティというのが非常にすぐれたものになりました、今小売段階でも牛の生産履歴がわかるようになりました。私達野菜もきちんとそういうことをやっております。でも、BSEというのは肉骨粉が原因であったとするなら、そのえさを食べた牛とかえさ自体が輸入されなくなって一掃された段階からある程度安全になるんじゃないかなと思います。それが不要に検査体制が維持されて、そこに莫大な投資とか企業が介在している部分もないかどうかというところまで点検してほしいというのが一つ問題なんですね。

それから、輸入食品の検査体制についてですけれども、今日「食卓の向こう側」というのを提出しておりますけれども、ぜひこれを先生方読んでいただいて、横川委員が帰られましたので、非常に残念なんですけれども、食品産業と本当に連携するならば、もっとお互いに真実を明らかにして、そして連携プレーをしていかないといけないんじゃないかと思います。

以上です。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

それでは、安高委員、お願ひいたします。

○安高委員　　資料4の8ページから地域農業の展望について書かれているんですけれども、このいわゆる地域の構成農家との関係、地代農地、農地労働力、委託、こういう事例もありますし、こういう可能性はあるんでしょう。けれども、大事なのは今我々が検討している政策というものがこういう方向に誘導する、導く、そういう政策になっているかどうか。これはたまたまこういうのがあるという状態です。

私が心配いたしますのは、先ほど生源寺部会長も言われましたが、現場でどう受

けとめられるか。霞が関から見たらこういう実態なんでしょうけれども、担い手になろうと手を挙げる人がいないかもしれない。地域といったときに、もしかしたら3年後、4年後、構成農家がなくなっているかもしれない。だから、今度の政策の打ち方は間違えないようにしないと大変なことになる。

そして、今米政策で水田農業ビジョンとか動いているわけですが、永石委員が最初におっしゃった地域におけるJAの役割がありますよということで、いわゆる生産出荷団体が地方公共団体の区域の特性に応じた農業振興に資するというふうに動き出して水田農業ビジョンを立てていっているわけですね。これは生産者団体ですから、JAがはっきり言って中心になって動いていっているんです。そういう役割があると思うんです。ただ、私はこの地域農業を展望していく中に、もちろんこの施策の中にJAの役割、JAの位置づけ、折り込むものではないと思います。

しかしながら、先ほど山田委員がおっしゃったように、全国で1万人以上の営農指導員が動いているんです。確かに、普及センターの普及員もありますけれども、農産物の販売だとか経営に立ち入って近いところで指導しているのは営農指導員なんです。だから、JAの役割を折り込む必要はないんですけれども、JAの営農指導員が理解できるような政策にしなければ現場では機能しません。確かに、生産性の高い農家はJAを頼ってきません。けれども、ちょっと問題があると、今度のように自然災害があると、強い競争力のあった農家でも困ったときにはJAに来るんです。そのときにこの施策がJAが理解できる政策なのか、これは私は重要なことだと思っております。そういう意味で、ここに「地域農業の展望」と書いてありますが、地域の農業の展望が現場の農家、いろいろな農業関係者、現場の関係者から見える形の展望、あるいは政策にしていただきたいと思います。

それと、もう1点自給率についてですが、私は自給率といったときに、村田委員が飽食の自給率でいいのですかとおっしゃいました。分母に何を持ってくるかが問題だろうと思っております。ぜいたく三昧の食生活のカロリーを分母を持ってくるのか。ひもじい思いをした時代を持ってくる必要はないと思うんですが、望ましい豊かな食生活とはどういう状態なのかというのをきちんとそれを分母を持ってくるんだという考え方が必要じゃないかなと思っています。

それと、自給率等を見たときに、これは基本法の15条に出てくるんですが、流れを見てみると、ここだけ自給率という数字が唐突に出てきて、しかも目標と、私はこう感じています。しかしながら、よく見てみると、いわゆる何のための食料自給率なのか、何のための食料自給率の目標を掲げなさいと言っているのか。よく法律を見ていくと、私は食料の安定供給の確保、これを実現する物差しとして、目標として検証する物差しとして食料自給率が挙げられていると思うんです。だったら、大事なのは食料自給率目標を掲げた目的、その目的は食料の安定供給だと思うんです。食料の安定供給ができる体制をつくるのが本来の役割なんです。だから、私は食料自給率は物差しとか、そういうふうに使っていくべきだと。

そういうふうにすると、食料の安定供給の確保とは何か、これが具体的に頭の中に描けるのか。食料の安定供給の確保を具体的に頭に描けないまま、ただ自給率の目標だけを追っていったときには、現実、形あるものが見えない。ただ数字だけ追っていっているという結果になろうかと思います。

この辺は議論していただきたいんですが、私なりには安定供給するためには、農地の確保、担い手の確保、それと経営の競争力の向上、こういうものをきちっとこれを自給力と位置づけて、これをどうやって維持していくか。この議論が大事なのであって、自給率は金額ベースもあります。カロリーベースもあります。分母にどういう数字を持ってくるかというのがありますから、数字に振り回されないで、その数字が何を目指したものであったかというのを、そこからすればこの我々の基本計画の見直しが何から入っていかなければならないのか。国際基準から入ってきて施策を論じていいのか。基本法が求めているものから本来入っていくべきじゃないか。そして国際基準との整合性を考えるべきじゃないかと私はそう思っております。そういう意味から、こういう観点から、今度の政策、基本計画の見直しの論議に入っていただきたいと思います。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございました。

実は既に目途としていた時刻を30分ほど過ぎております。申し訳ないと思いま

す。できるだけ簡潔に役所の方からお答えを必要な限りでいただければと思いますが。

○山田総合食料局次長 今、安高委員から、自給率の話がございました。基本的には、私どももその自給率というのは一つの物差しというか、目安であるというご意見には賛成でございまして、その実際の国内政策なりがどうなっているのかというのをチェックするものとして自給率を今使っているということでございます。

それで、具体的にどういうものをイメージするのかというのが大事だというお話ですが、まさに現行の基本計画でもそうですけれども、例えば併せて構造展望を示すとか経営の展望を示すとか、必要な農地面積、農地の延べ作付面積と耕地利用率とか、そういったことを併せて提示をしております。そういうものと併せて自給率を見ていただくということで全体像がわかっていくのではないかと考えております。

○高橋消費・安全局審議官 新開委員の方から、BSEの検査についてちょっとお話をございましたが、現在BSEの検査というのは屠殺する牛全頭につきまして検査をやって、その検査について今後どうするかというのは、現在食品安全委員会の方へ諮詢しまして、20カ月以下の牛については今後検査は要らないのではないかというお話をご相談していますけれども、ちょっとお話がありました飼料の規制がこれは平成13年に法律の規制をやったわけですけれども、それ以降については果たして今のような検査をやっていく必要があるのかというお話をございました。

ただ、外国を見ましても、完全なえさの規制をきちんとやっても、その後でもBSEの発生がとまっているわけがないわけであります、これは国の規制として何かやったとしても、現場で多少物が残って、日本の場合にはちょっと私どもは考えにくいと思っているんですけども、現場で多少どこかに昔の肉骨粉が残ってとか、あるいはイギリスなんかではちょっと一部の倉庫にまだ多少残っていて、それがラインに入ってきたというような事例もあるようですけれども、そういった意味で規制が完全に浸透するまでには時間がかかるわけでありまして、そういう点で検査を続けていかないといけないだろうというふうに考えております。

これまでにいろいろな家畜、それから人間の食べ物に関する病気の中でも、細菌でもない、ウイルスでもないという非常に特殊な病気であります、医学的にはこれは扱いにくい病気、非常に相手にしにくい病気ですので、今とっている対策というのはこれで必要最小限といいますか、そういった対策を私どもとして今やっているところだというふうに考えております。

○宮坂経営局審議官 まず、森本委員の方から北海道の例を引かれまして、赤字の人達ばかりでそれが赤字がネックになってなかなか集落営農が進まないというご指摘がございました。

赤字を負債を大きく抱えていて、その人達が集まても負債が全部ゼロになるわけではないので、確かにご指摘のようなことというのもあるんだというふうには思います。ただ、この問題で解決しようとしておりますのは、地域をまさに地域の中できちっとして、担い手として農業生産にいそしまれる方々をいかに救っていくかと、それにどういう支援をしていくかということでございます。ですから、今赤字というか過大な負債をお抱えになっておられる方々につきましては、この政策とは別に従来からも負債整理のための資金を出すなり、それから農地保有合理化法人に経営資源を継承していただく、いろいろな施策を講じているわけでございます。まずは自分のというか、過大な負債というものをできるだけ整理をして、次に集落営農というか法人化に進むというようなステップ・バイ・ステップになるのではないかというふうに思っております。ただ、赤字だからといってお互いに顔を見合っても赤字が黒字になるわけではないので、どういうふうにしてステップアップしていくかということについて、いろいろまたＪＡ等から、また行政も一緒になって、そのところの再建策を講じていくということをすべきではないか、またそのための施策も用意をさせていただいているつもりであります。

それから、次に同じ森本委員から資料4の7ページで、農地を担い手に貸し付け、地代収入を確かに2万4,000円上げられるけれども、一方で自分でやって土地を持っていて必要な作業を誰かに委託をすれば、結構自分で儲かるんじゃないかと、それならそれでやるんじゃないかと。

その前提でいけば、確かにそういうこともあり得ると思いますが、今問題になっているのは、その委託をする先がないと、そういうまさにこの中の企画部会の中でもご議論ございましたが、土地を貸そうにも相手がいない、作業を委託しようにも作業を委託する相手がいない。それで、本当にみんな足腰が脆弱になってきたということなわけでございまして、そういう意味でそういう扱い手が不足しているような地域で、その地域が話し合って、特定営農集団というか、集落営農というものを組んで、それでみんなで機能分担をしてできる分、真ん中にあるような例えば自分で出役に応じて、その出役料で賃金の収入と配当収入を得るということもあるし、ほかのことで兼業機会があれば農地だけを貸すというようなことというようないろいろな選択肢として考える、その前提として相手がいないということなですから、今やらなきやいかんことは相手たり得べき者をいかに確保し、育成していくかということなわけでございまして、そういうことでご理解をいただければというふうに思います。

それから、新開委員の方から、施策をちゃんとやってくれという話がございました。まさに今回の中間論点整理が8月10日に出されたのは、まさに「はじめに」に書いてございますが、まだ議論が詰まっていないところがあるかもしれないけれども、スピードアップが必要なんだと、必要なものについては17年度予算なり制度改正に盛り込むべきであるとということで、あえて8月10日に中間論点整理をしたという整理でございまして、我々といたしましてもそれを受けまして、平成17年度の概算要求なり、平成17年度の制度改正に取り組みたいというふうに思っておりますので、そこは一生懸命ちゃんとやりたいというふうに思っております。

それから、もめごとがないようにというのはまさにおっしゃるとおりでございまして、資料4の13ページにも書いてございますが、あまり怒った顔のないようにみんなが普通な顔で話し合えるように考えておりまして、誰か1人だけが何か割を食うとか、誰か特定の人だけが喜ぶというようなことでなくて、みんな同じような表情になっておりますので、そういう意味でもめごとがないようにやっていきたいというふうに考えております。

それから、最後に安高委員の方から、地域農業の展望を示すべきだと、まさにお

っしゃるとおりでございます。それはまさに霞ヶ関で考えたり、県で考えたり、市町村で考えたり、現場で考えたり、いろいろな形で考えることだと思いますが、先ほど山田委員からご紹介がございましたように、まさにJAグループといたしましても、こういう形で集落営農といいますか、その担い手というか、地域の農業の担い手づくりということに積極的にお取り組みになって、普及センターとか農業委員会とも連携をとりながら、営農指導員の方々をまた十分にご活用なさって、こういう形でやっていかれるということでございます。そういう現場でのご努力なり、それから我々が用意できるであろう施策というものをうまく利用していただいて、地域営農というのはそれぞれの地域でいろいろ考えてつくっていただくということではないかというふうに思っています。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

そのほかございませんでしょうか。

なければ時間も大分超過しておりますので、このあたりで今日の議論は閉じたいと思います。

本日をもちまして、食料・農業・農村に関する政策の展開方向に関する議論が一巡したことになるわけでございます。今後の企画部会の段取りについてですが、年明けからの議論は新たな基本計画そのものに重点が置かれたものになりますので、年内あと2回を予定しているわけでございますが、あと2回につきましては年明け以降のスケジュール、あるいは仕事を踏まえた議論を行う必要があると考えております。

具体的には、次回は、秋以降のこれまでの議論を整理し、その上で新たな基本計画の策定につながるようなご議論をお願いしたいと考えておりますので、事務局におかれましてはそういった方向で資料の準備をお願いいたしたいと思います。

次回の日時は12月7日火曜日の午前9時30分から、場所は今回と同じこの講堂でございます。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。どうもありがとうございました。